

第6期江南市障害福祉計画及び
第2期江南市障害児福祉計画（案）

令和2年12月

江南市

目次

第1章 計画の基本的な考え方.....	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画の期間.....	5
4 障害保健福祉圏域での連携	5
5 障害福祉計画等の策定におけるポイント	6
第2章 障害者及び障害児を取り巻く現状.....	9
1 人口や障害者手帳所持者等の状況.....	9
2 アンケート調査結果	15
3 事業所調査結果.....	27
第3章 基本方針.....	30
1 計画の基本方針.....	30
2 サービスの体系.....	31
第4章 成果目標及び障害福祉サービス等の見込み量.....	33
1 成果目標の設定.....	33
2 障害福祉サービス等の見込み量と確保の方策.....	38
3 地域生活支援事業の見込み量と確保の方策	41
4 その他の活動指標.....	46
5 障害児通所支援等の見込み量と確保の方策	48
第5章 計画の推進体制	50
1 進行管理について	50
資料編.....	51
1 策定の経過.....	51
2 江南市総合支援協議会	52
3 用語解説	55
4 障害福祉サービス等一覧	58

※本文中の用語については、資料編「3 用語解説」において、サービスの内容等については、資料編「4 障害福祉サービス等一覧」において、それぞれ説明を付記しています。

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨

平成28年に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立したことにより、障害者自らが望む地域生活を営むことができるような、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われました。さらに、障害児への支援の提供体制を計画的に確保するため、都道府県、市町村において障害児福祉計画を策定することとなりました。

江南市（以下「本市」という。）においても、平成30年3月に「第5期江南市障害福祉計画」を第1期となる「江南市障害児福祉計画」と一体的に策定しました。

本市では、この計画期間中に、市内のサービス事業者等と連携して多様な障害福祉サービス等の充実に努めるとともに、「江南市総合支援協議会」を中心に、地域生活支援拠点等の整備や児童発達支援センターを通じた児童への支援、医療的ケア児に対するコーディネーターの配置など、障害者及び障害児を地域で支援する体制の整備を進めてきました。

「第6期江南市障害福祉計画及び第2期江南市障害児福祉計画」（以下「本計画」という。）は、令和2年度に「第5期江南市障害福祉計画及び第1期江南市障害児福祉計画」の計画期間が終了することから、これまでの本市の取組や国の動向、社会情勢、障害者のニーズ変化等を踏まえ、新たに策定するものです。

■障害者関連法整備の主な動き（「障害者基本法」改正以降）

年	主な動き
平成 23 年	「障害者基本法」の改正・施行
平成 24 年	「障害者虐待防止法」（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）の施行
平成 25 年	「障害者総合支援法」（改正障害者自立支援法）の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・理念の具体化、難病患者への支援、地域生活支援事業の追加 等 「障害者優先調達推進法」（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）の施行 「障害者基本計画（第3次）」の策定
平成 26 年	「障害者権利条約」の批准 「障害者総合支援法」の改正・施行 <ul style="list-style-type: none"> ・障害支援区分、重度訪問介護の対象拡大、共同生活援助一元化 等
平成 28 年	「障害者差別解消法」（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）の施行 「障害者雇用促進法」の改正・施行 「障害者総合支援法」「児童福祉法」の改正・施行 <ul style="list-style-type: none"> ・「生活」と「就労」に対する支援の充実、高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用促進 等 「成年後見制度利用促進法」（成年後見制度の利用の促進に関する法律）の施行 「発達障害者支援法」の改正・施行
平成 30 年	「障害者基本計画（第4次）」の策定 「障害者総合支援法」「児童福祉法」の改正・施行 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の望む地域生活の支援、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 等 「障害者文化芸術推進法」（障害者による文化芸術活動の推進に関する法律）の施行
令和元年	「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の施行

2 計画の位置づけ

(1) 計画の法的根拠

本計画は、「障害者総合支援法」第 88 条第 1 項に定める「市町村障害福祉計画」と、「児童福祉法」第 33 条の 20 第 1 項に定める「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

■「障害者総合支援法」における計画の位置づけ

第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

■「児童福祉法」における計画の位置づけ

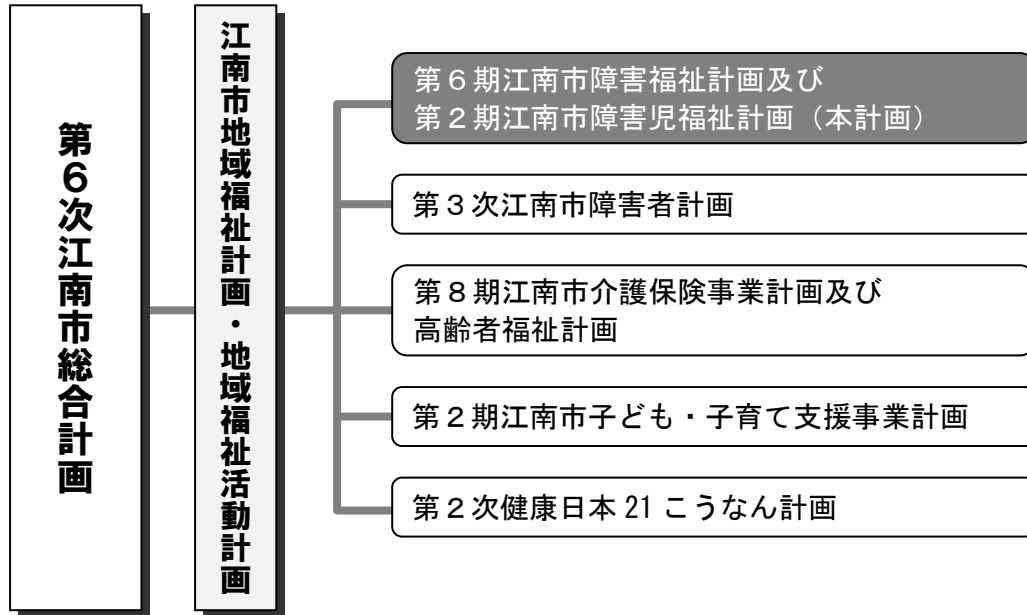
第 33 条の 20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

※本計画においては、「障害者総合支援法」に基づく介護給付、訓練等給付、相談支援給付などの障害福祉サービスと地域生活支援事業、「児童福祉法」に基づく障害児通所支援及び障害児相談支援を合わせて「障害福祉サービス等」と呼びます。

(2) 他計画との関連

本計画は、本市の最上位計画である「第6次江南市総合計画」や、福祉分野の上位計画である「江南市地域福祉計画・地域福祉活動計画」及び市の障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るための理念や方針、施策・事業を定めた「第3次江南市障害者計画」と整合を図ります。また、その他の保健・福祉の関連計画と調和が保たれたものとします。

■計画の位置づけ



■障害者計画と障害福祉計画及び障害児福祉計画の位置づけ

	障害者計画	障害福祉計画及び障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法	障害者総合支援法・児童福祉法
性格	障害のある人の福祉に関する施策及び障害の予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害のある人のための施策に関する基本的な計画	計画最終年度における成果目標や各年度における障害福祉サービス及び障害児通所支援等の種類ごとの量の見込みと確保のための方策等の計画
位置づけ	国の「障害者基本計画」及び愛知県の「 あいち健康福祉ビジョン 2020 」を基本とした計画	障害者計画の「障害福祉サービス等の推進」、「障害児支援体制の強化」を中心とした施策の具体的な量の見込みと確保方策を記載した計画

※愛知県計画の名称等は更新予定。

3 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。

平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
第5期江南市障害福祉計画及び 第1期江南市障害児福祉計画			第6期江南市障害福祉計画及び 第2期江南市障害児福祉計画			…		
第3次江南市障害者計画								
江南市地域福祉計画・地域福祉活動計画						…		

4 障害保健福祉圏域での連携

障害福祉サービス等の実施は、障害者及び障害児が生活する「市町村」を基本的な単位として、きめ細かいサービスを提供することが必要となりますが、市町村単位で実施が困難な事業については、事業の内容やニーズに応じて、広域的な障害保健福祉圏域で、地域間で格差がないようにサービス提供体制づくりを進める必要があります。

本市は、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町の5市2町で構成される尾張北部障害保健福祉圏域に含まれます。

本市だけでは対応困難な各種サービスを、圏域内の連携によって広域的なサービス提供体制を築き、身近な地域で障害者及び障害児の日常的な相談や関係機関と適切な連絡調整を図りつつ、障害者及び障害児の需要に応じた障害福祉サービス等を提供します。

5 障害福祉計画等の策定におけるポイント

本計画は、厚生労働省が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の内容を踏まえて策定します。主な内容は以下の通りです。

※太字下線部分は変更または新規の内容

(1) 基本的理念

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障害福祉人材の確保**
- 7 障害者の社会参加を支える取組**

(2) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

- 1 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- 2 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
- 3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- 5 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実**
- 6 依存症対策の推進**

(3) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- 1 相談支援体制の構築
- 2 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- 3 発達障害者等に対する支援
- 4 協議会の設置等

(4) 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- 1 地域支援体制の構築
- 2 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- 3 地域社会への参加・包容の推進
- 4 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- 5 障害児相談支援の提供体制の確保

(5) 成果目標に関する事項

指標項目	内 容
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度末時点の施設入所者数の<u>6%以上</u>が地域生活へ移行することを基本とする。 令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から<u>1.6%以上</u>削減することを基本とする。
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <u>令和5年度における精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。</u> 令和5年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び令和5年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数を、目標値として設定する。 令和5年度における精神病床の入院後3か月時点の退院率については69%以上とし、入院後6か月時点の退院率については86%以上とし、入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。
3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度末までに各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、<u>年1回以上運用状況を検証及び検討</u>することを基本とする。
4 福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> <u>福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。</u> <u>就労移行支援事業：令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とすることを基本とする。</u> <u>就労継続支援A型事業：令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上とすることを基本とする。</u> <u>就労継続支援B型事業：令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.23倍以上とすることを基本とする。</u> <u>令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。</u> <u>就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。</u>

指標項目	内 容
5 障害児支援の提供体制の整備等	<ul style="list-style-type: none"> • 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。 • 令和5年度末までに、すべての市町村または各圏域において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。 • <u>令和5年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。</u> • 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。 • 令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。
6 <u>相談支援体制の充実・強化等</u>	<ul style="list-style-type: none"> • <u>令和5年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。</u>
7 <u>障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築</u>	<ul style="list-style-type: none"> • <u>令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。</u>

第2章 障害者及び障害児を取り巻く現状

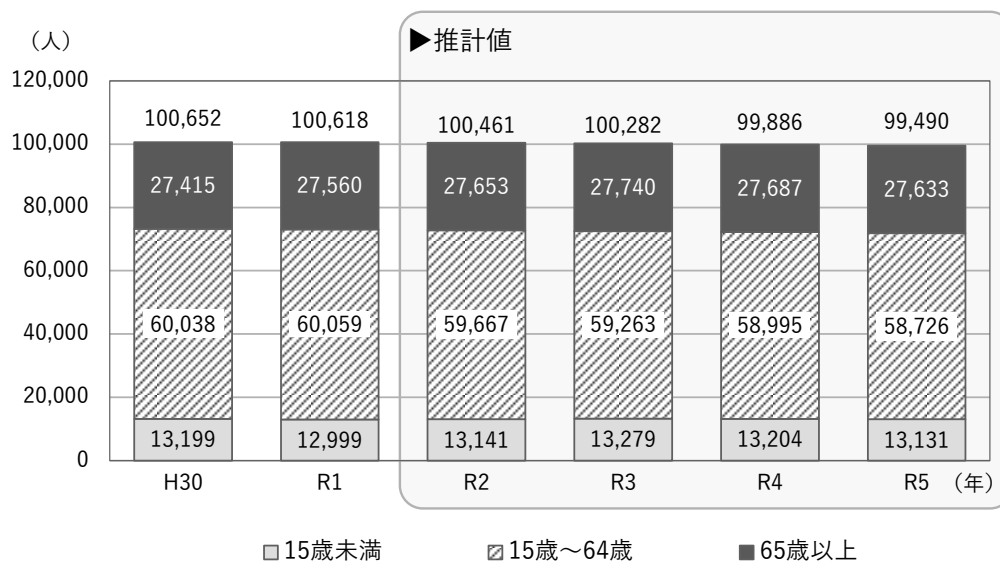
1 人口や障害者手帳所持者等の状況

(1) 総人口の推計

今後の本市の総人口は、減少して推移していくことが見込まれています。

年齢3区分別にみると、令和3年以降は15歳未満、15～64歳、65歳以上のいずれの年齢区分においても減少していくことが見込まれています。

■年齢3区分別人口の推計



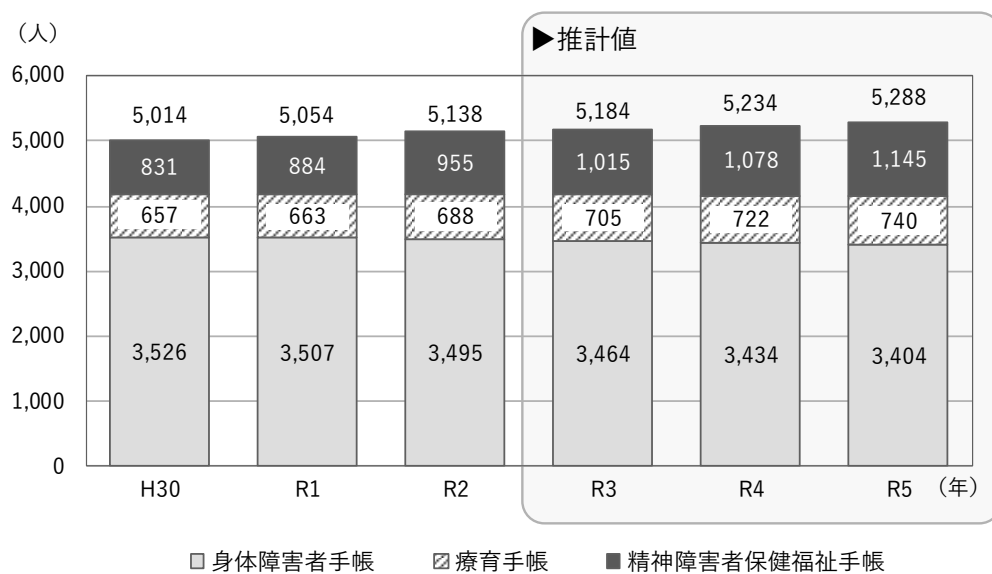
資料：平成30年～令和元年までの実績値は住民基本台帳人口（各年9月1日時点）、令和2年以降は江南市独自推計

(2) 手帳所持者の状況

各手帳所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は減少傾向にありますが、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数はともに増加傾向にあります。平成30年と令和2年を比較して、身体障害者手帳所持者数は31人の減少、療育手帳所持者数は31人の増加、精神障害者保健福祉手帳所持者数は124人の増加となっており、特に精神障害者保健福祉手帳所持者数の増加率が高くなっています。

近年の障害者手帳所持者数の推移から令和5年までの障害者数を推計すると、今後も本市の障害者は増加していくものと予測されます。

■手帳所持者数の推移



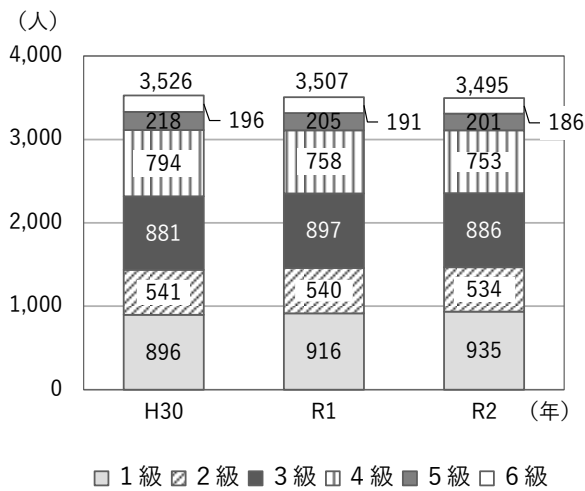
資料：平成30年～令和2年までの実績値は福祉課（各年4月1日時点）
令和3年以降の推計値は、近年の手帳所持者数の増減をもとに推計

①身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数の推移を等級別にみると、「1級」のみ継続して増加していますが、それ以外の等級では、減少または横ばいとなっています。令和2年4月時点で、最も割合が高い等級は「1級」で26.8%となっています。

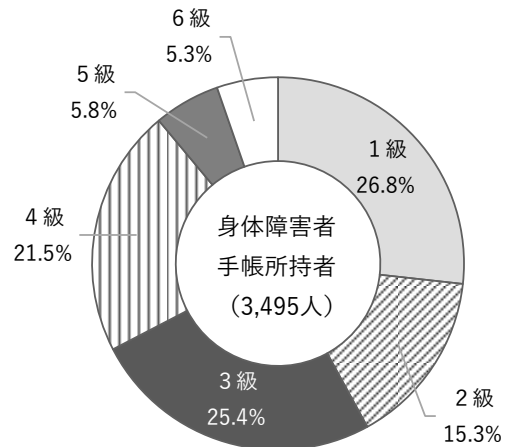
また、障害種別に推移をみると、「肢体不自由」は減少傾向、「内部障害」は増加傾向にあります。令和2年4月時点で、最も割合が高い種別は「肢体不自由」で54.0%となっています。

■等級別身体障害者手帳所持者数の推移



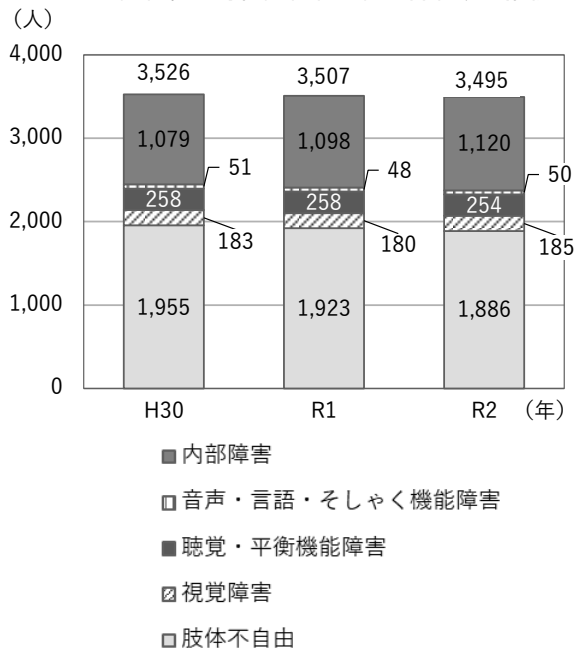
資料：福祉課（各年4月1日時点）

■等級別の割合



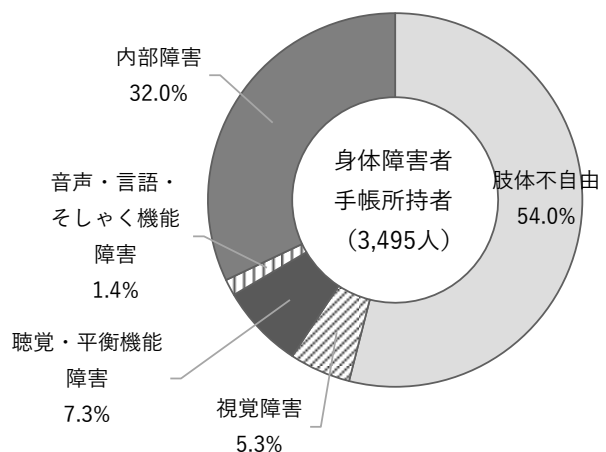
資料：福祉課（令和2年4月1日時点）

■障害種別身体障害者手帳所持者数の推移



資料：福祉課（各年4月1日時点）

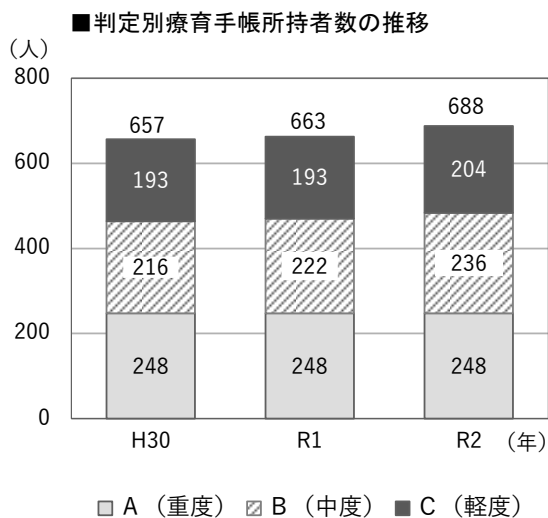
■障害種別の割合



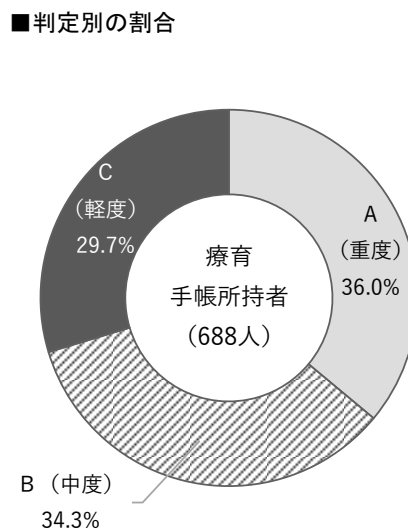
資料：福祉課（令和2年4月1日時点）

②療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数の推移を判定別にみると、「B（中度）」と「C（軽度）」が増加しています。令和2年4月時点で、最も割合が高い判定は「A（重度）」で36.0%となっています。



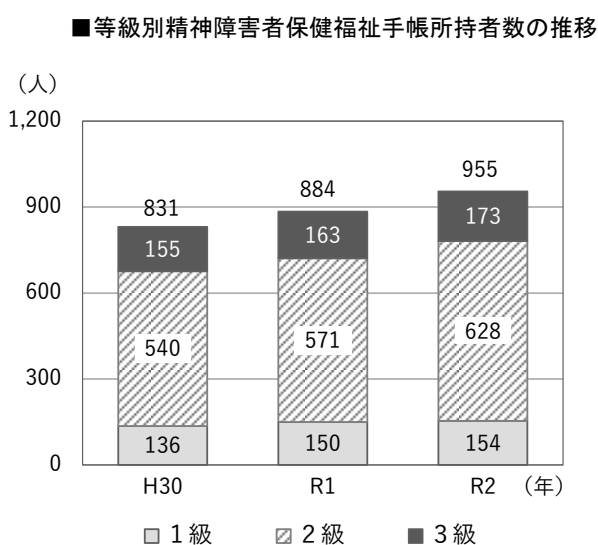
資料：福祉課（各年4月1日時点）



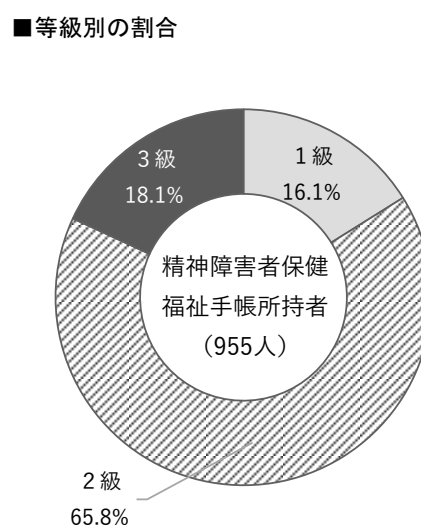
資料：福祉課（令和2年4月1日時点）

③精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数を等級別にみると、いずれの等級も増加しています。令和2年4月時点で、最も割合が高い等級は「2級」で65.8%となっています。



資料：福祉課（各年4月1日時点）



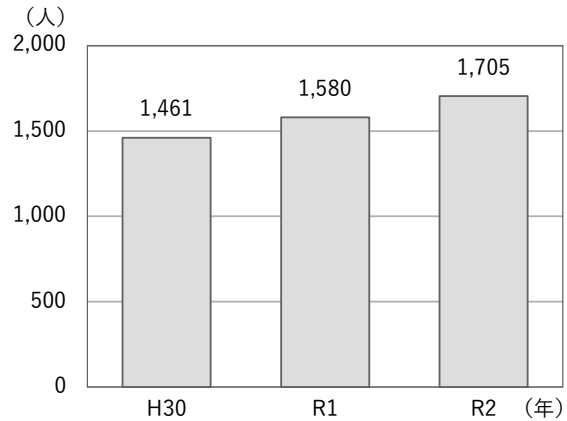
資料：福祉課（令和2年4月1日時点）

(3) 自立支援医療（精神通院医療）受給者の状況

精神に関する通院治療などにかかった医療費を助成する自立支援医療（精神通院医療）受給者数は、増加傾向にあり、令和2年4月時点では1,705人となっています。

平成30年と令和2年を比較して16.7%の増加となっています。

■ 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移



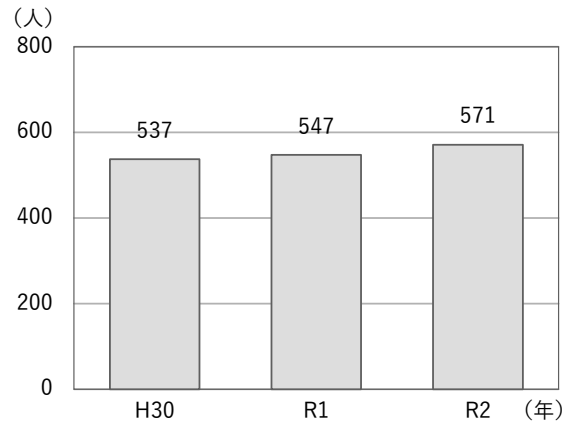
資料：福祉課（各年4月1日時点）

(4) 指定難病医療給付認定患者の状況

本市の指定難病医療給付認定患者数は、令和2年4月時点で571人となっています。

平成30年と令和2年を比較して6.3%の増加となっています。

■ 指定難病医療給付認定患者数の推移

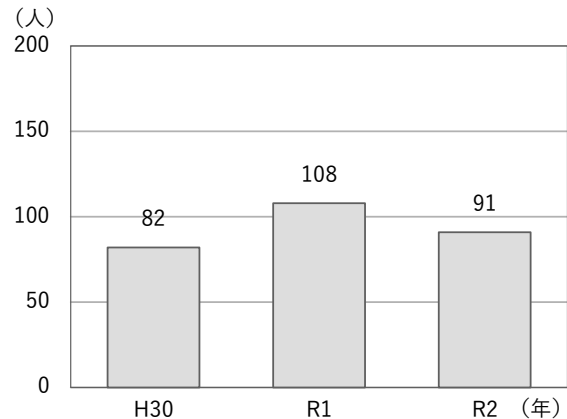


資料：江南保健所（各年4月1日時点）

(5) 小児慢性特定疾病医療給付認定患者の状況

本市の小児慢性特定疾病医療給付認定患者数は、令和2年4月時点で91人となっています。

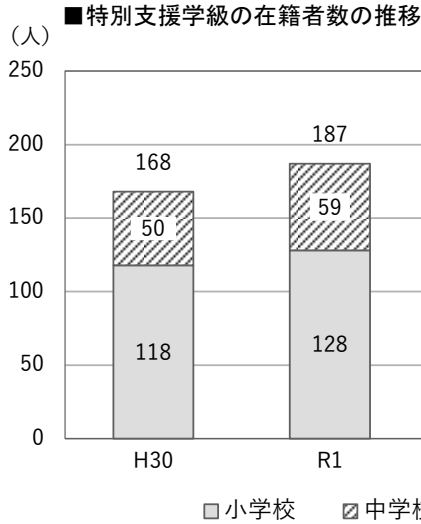
■ 小児慢性特定疾病医療給付認定患者数の推移



資料：江南保健所（各年4月1日時点）

(6) 特別支援学級の在籍者

特別支援学級の在籍者数は令和2年5月時点で小学校129人、中学校60人となっており、ともに増加傾向にあります。学年別では、各学年20人前後で推移しています。



■学年別の特別支援学級の在籍者数の状況

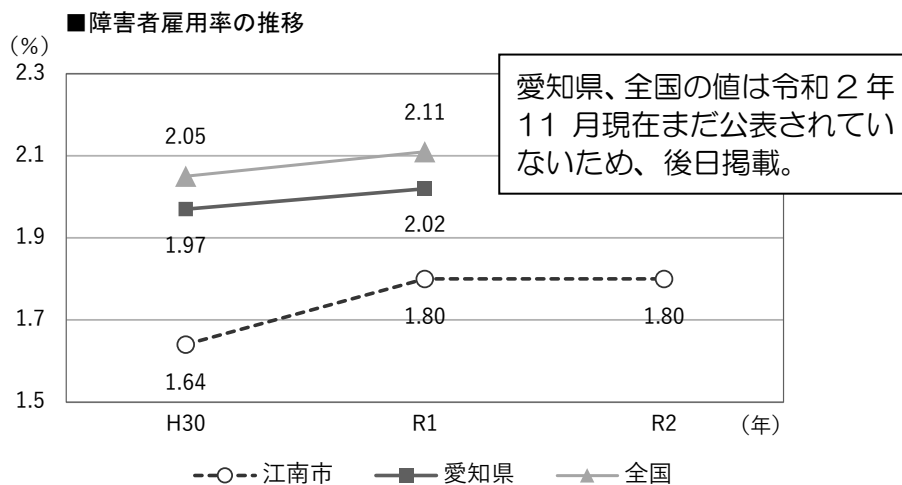
学年		H30	R1	R2
小学校	1年	18	17	22
	2年	19	25	23
	3年	19	22	24
	4年	18	22	22
	5年	23	18	20
	6年	21	24	18
小計		118	128	129
中学校	1年	14	22	17
	2年	17	17	24
	3年	19	20	19
	小計	50	59	60
合計		168	187	189

資料：教育課（各年5月1日時点）

資料：教育課（各年5月1日時点）

(7) 障害者の雇用の状況

民間企業の障害者雇用率は、令和元年6月1日時点で本市1.80%、愛知県2.02%、全国2.11%となっています。令和3年3月からの障害者の法定雇用率は2.3%となります。



資料：厚生労働省、愛知県労働局（各年6月1日時点）

2 アンケート調査結果

(1) 調査の実施概要

アンケート調査は、障害者及び障害児の生活の状況やサービス利用の意向等を把握し、本計画策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

区分	内容
調査対象	市内在住の障害者手帳所持者及び市が支給決定する福祉サービス受給者等の方から 2,000 人を無作為抽出
調査票の配布・回収	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和2年8月17日～令和2年8月31日
回収数	1,052（回収率 52.6%）

※グラフ中の「N」とは、Number of Cases の略で、各設問に該当する回答者総数を表します。

※四捨五入の関係で、単数回答の質問であっても合計が 100%にならない場合があります。

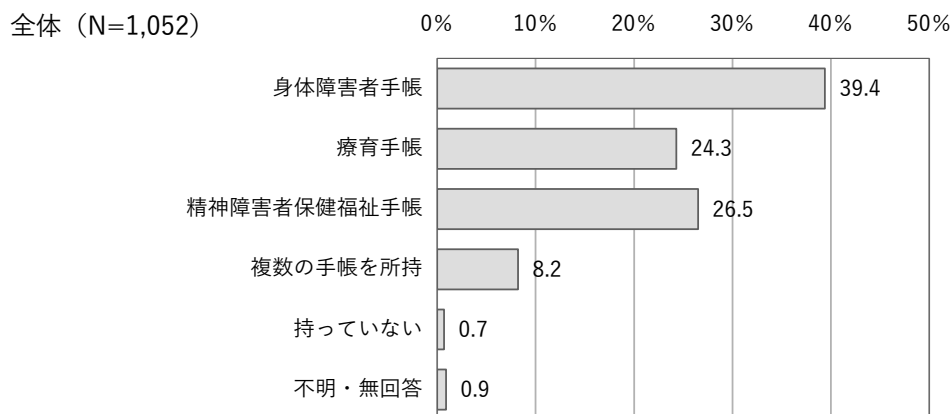
※回答者の身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神保健福祉手帳所持者は、グラフではそれぞれ「身体」「療育」「精神」として表しています。

(2) 調査結果

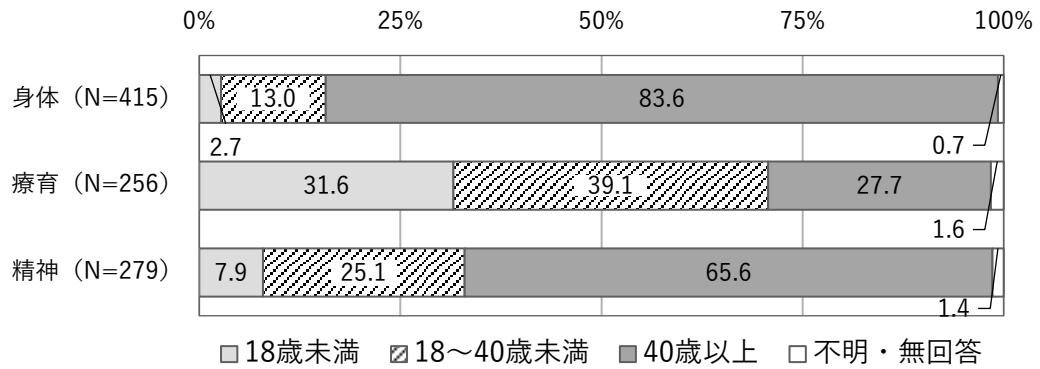
①回答者の属性

回答者の所持手帳は、「身体障害者手帳」が 39.4%と、最も高くなっています。回答者の年齢は、身体障害者手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者で「40 歳以上」の割合が、療育手帳所持者で「18～40 歳未満」の割合がそれぞれ高くなっています。

■所持している手帳（複数回答）

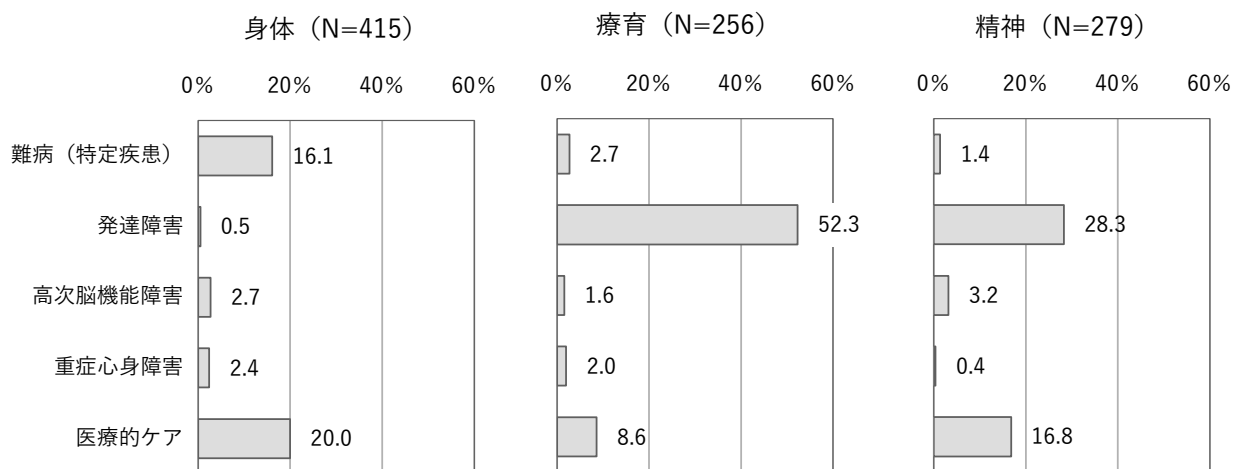


■回答者の年齢（数量回答）



回答者のうち、次の事項に該当する割合を確認しました。療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者で「発達障害」と診断されている割合が高くなっています。医療的ケアを受けている人の割合は、身体障害者手帳所持者で20.0%、療育手帳所持者で8.6%、精神障害者保健福祉手帳所持者で16.8%となっています。

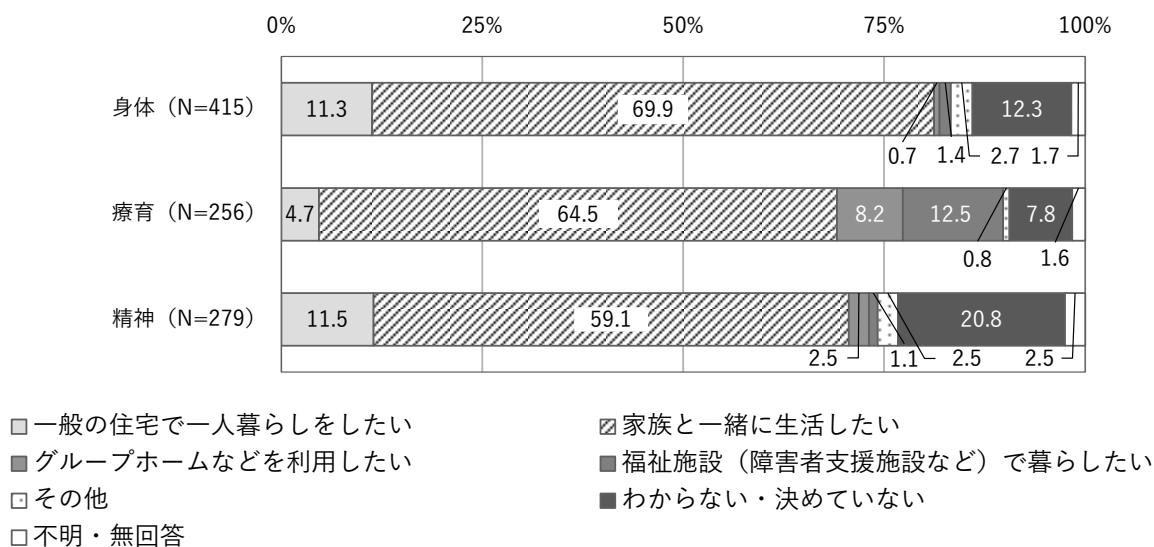
■認定や診断等を受けているもの〔認定・診断されている、受けている人の割合〕（それぞれ単数回答）



②希望する今後の暮らしについて

今後3年以内になりたい暮らしについて、いずれの手帳所持者においても「家族と一緒に生活したい」が最も高く、在宅での生活を希望する人が多くなっています。療育手帳所持者では、「福祉施設（障害者支援施設など）で暮らしたい」が12.5%、「グループホームなどを利用したい」が8.2%となっており、自宅以外の生活の場も求められています。

■希望する暮らし（単数回答）



希望する暮らしを送るために必要な支援については、全体で「経済的な負担の軽減」が最も高く、次いで「相談対応などの充実」が続いています。療育手帳所持者では「地域住民の理解」が、精神障害者保健福祉手帳所持者では「家族の理解」がそれぞれ第3位となっており、様々な理解促進のための取組が求められていることがわかります。

■希望する暮らしを送るために必要な支援【上位3位を抜粋】（複数回答）

区分	全体 (N=1,052)	身体 (N=415)	療育 (N=256)	精神 (N=279)
第1位	経済的な負担の軽減 (55.9%)	経済的な負担の軽減 (52.8%)	経済的な負担の軽減 (48.0%)	経済的な負担の軽減 (66.7%)
第2位	相談対応などの充実 (38.2%)	相談対応などの充実 (26.5%)	相談対応などの充実 (47.3%)	相談対応などの充実 (47.0%)
第3位	家族の理解 (30.9%)	障害者に適した住居の確保 (25.5%)	地域住民の理解 (36.7%)	家族の理解 (42.7%)

③日中の過ごし方や就労について

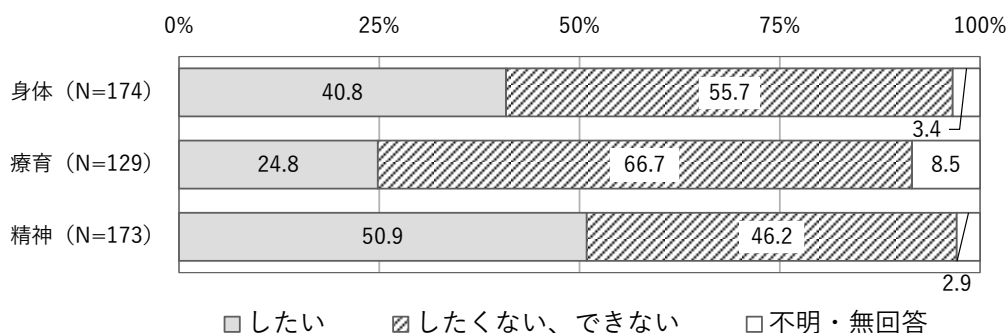
平日の日中の過ごし方について、身体障害者手帳所持者で「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」が、療育手帳所持者で「福祉施設、作業所などに通っている（就労継続支援A型も含む）」が、精神障害者保健福祉手帳所持者で「自宅で過ごしている」が、それぞれ最も高くなっています。特に「自宅で過ごしている」人については、就労、社会参加に結びついていない可能性があることから、何らかの働きかけや福祉サービスの情報提供等が必要であると言えます。

また、現在就労や通学をしていない18歳以上の人に、今後、収入を得る仕事をしたいと思うかたずねたところ、「したい」とする割合が精神障害者保健福祉手帳所持者で50.9%、身体障害者手帳所持者で40.8%みられます。

■平日の日中の過ごし方〔上位3位を抜粋〕（複数回答）

区分	全体 (N=1,052)	身体 (N=415)	療育 (N=256)	精神 (N=279)
第1位	会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている (31.7%)	会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている (51.6%)	福祉施設、作業所などに通っている（就労継続支援A型も含む） (37.9%)	自宅で過ごしている (32.6%)
第2位	自宅で過ごしている (19.5%)	自宅で過ごしている (20.7%)	会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている (14.8%)	会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている (24.0%)
第3位	福祉施設、作業所などに通っている（就労継続支援A型も含む） (17.1%)	専業主婦（主夫）をしている (11.1%)	高校・小中学校に通っている (13.7%)	福祉施設、作業所などに通っている（就労継続支援A型も含む） (12.2%)

■現在就労や通学をしていない18歳以上の人の今後の就労意向（単数回答）



現在仕事をしておらず、今後仕事を「したい」と回答した人に、必要な障害者の就労支援についてたずねたところ、いずれも「職場の障害者理解」が最も高くなっており、特に精神障害者保健福祉手帳所持者では70%を超えて高くなっています。

その他、身体障害者手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者では「短時間勤務や勤務日数などの配慮」といった、柔軟な勤務形態が求められています。また、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者では職場と支援機関の連携や職場以外での相談・支援等があげられており、就労先のみではなく、周囲のフォロー体制を強化していくことが求められています。

■現在就労や通学をしていない18歳以上の人のうち、今後就労をしたいと回答した人が障害者の就労に必要なと思う支援〔上位3位を抜粋〕（複数回答）

区分	全体 (N=203)	身体 (N=71)	療育 (N=32)	精神 (N=88)
第1位	職場の障害者理解 (64.5%)	職場の障害者理解 (54.9%)	職場の障害者理解 (56.3%)	職場の障害者理解 (73.9%)
第2位	短時間勤務や勤務日数などの配慮 (53.7%)	短時間勤務や勤務日数などの配慮 (54.9%)	通勤手段の確保 (50.0%)	短時間勤務や勤務日数などの配慮 (63.6%)
第3位	通勤手段の確保 (42.4%)	具合が悪くなった時に気軽に通院できること (43.7%)	就労後のフォローなど職場と支援機関の連携 (50.0%)	仕事についての職場以外での相談対応、支援 (45.5%)

④相談について

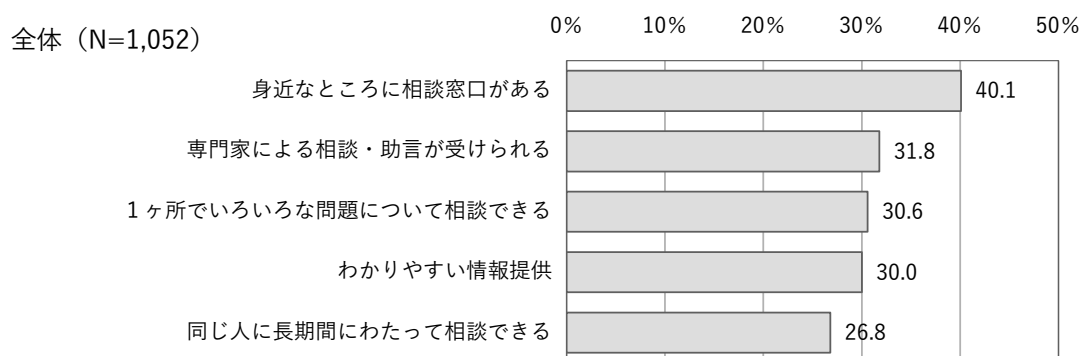
現在の生活で不安なことについて、身体障害者手帳所持者で「障害や病気に関すること」が、療育手帳所持者で「家族がいなくなった後の生活について」が、精神障害者保健福祉手帳所持者で「経済的なこと」が、それぞれ最も高くなっています。いずれの障害においても経済面や親亡き後の生活についての不安が大きいことがわかります。

また、相談するために必要な支援・環境については、「身近なところに相談窓口がある」が40.1%と最も高く、次いで「専門家による相談・助言が受けられる」が31.8%となっています。基幹相談支援センター等の相談窓口のさらなる周知や、専門機関等も含めた相談支援におけるネットワークの強化などを進めていく必要があります。

■現在の生活で不安なこと〔上位3位を抜粋〕（複数回答）

区分	全体 (N=1,052)	身体 (N=415)	療育 (N=256)	精神 (N=279)
第1位	家族がいなくなった後の生活について (46.7%)	障害や病気に関すること (34.0%)	家族がいなくなった後の生活について (66.0%)	経済的なこと (57.3%)
第2位	経済的なこと (40.2%)	経済的なこと (33.7%)	経済的なこと (34.4%)	家族がいなくなった後の生活について (52.3%)
第3位	障害や病気に関すること (34.1%)	家族がいなくなった後の生活について (28.2%)	家族からの自立(独立)について (28.1%)	障害や病気に関すること (43.7%)

■相談するために必要な支援・環境〔上位5位を抜粋〕（複数回答）

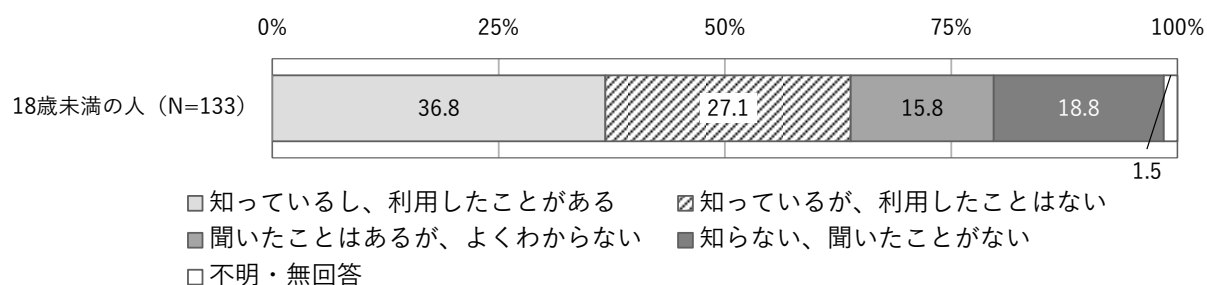


⑤障害児への支援について

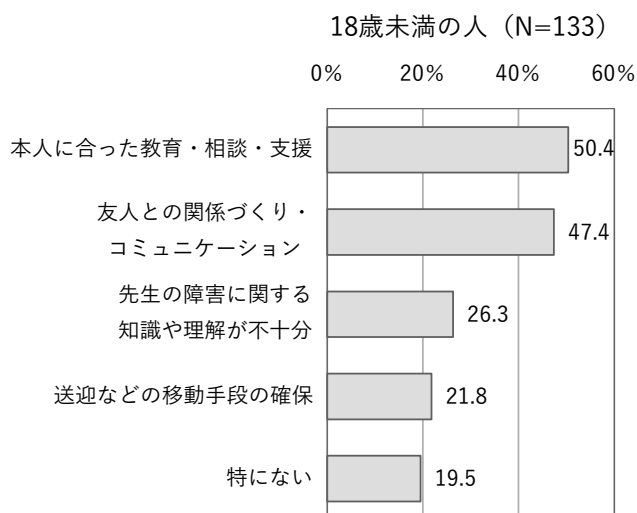
18歳未満の人に令和2年4月に委託事業を開始した児童発達支援センターについて、知っているかたずねたところ、「知っているし、利用したことがある」が36.8%、「知っているが、利用したことはない」が27.1%となっています。

学校・園生活での困りごと、障害児通所施設などでの困りごととはともに本人に合った支援に関することが上位となっています。障害児の特性は千差万別であり、個々の状況やニーズに対応したきめ細かな支援が求められています。

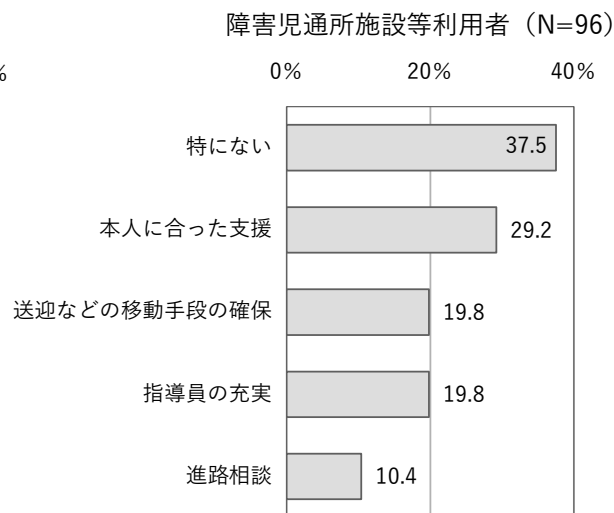
■児童発達支援センターの認知度（単数回答）



■学校・園生活で困っていること〔上位5位を抜粋〕 （複数回答）



■障害児通所施設などで困っていること〔上位5位を抜粋〕 （複数回答）

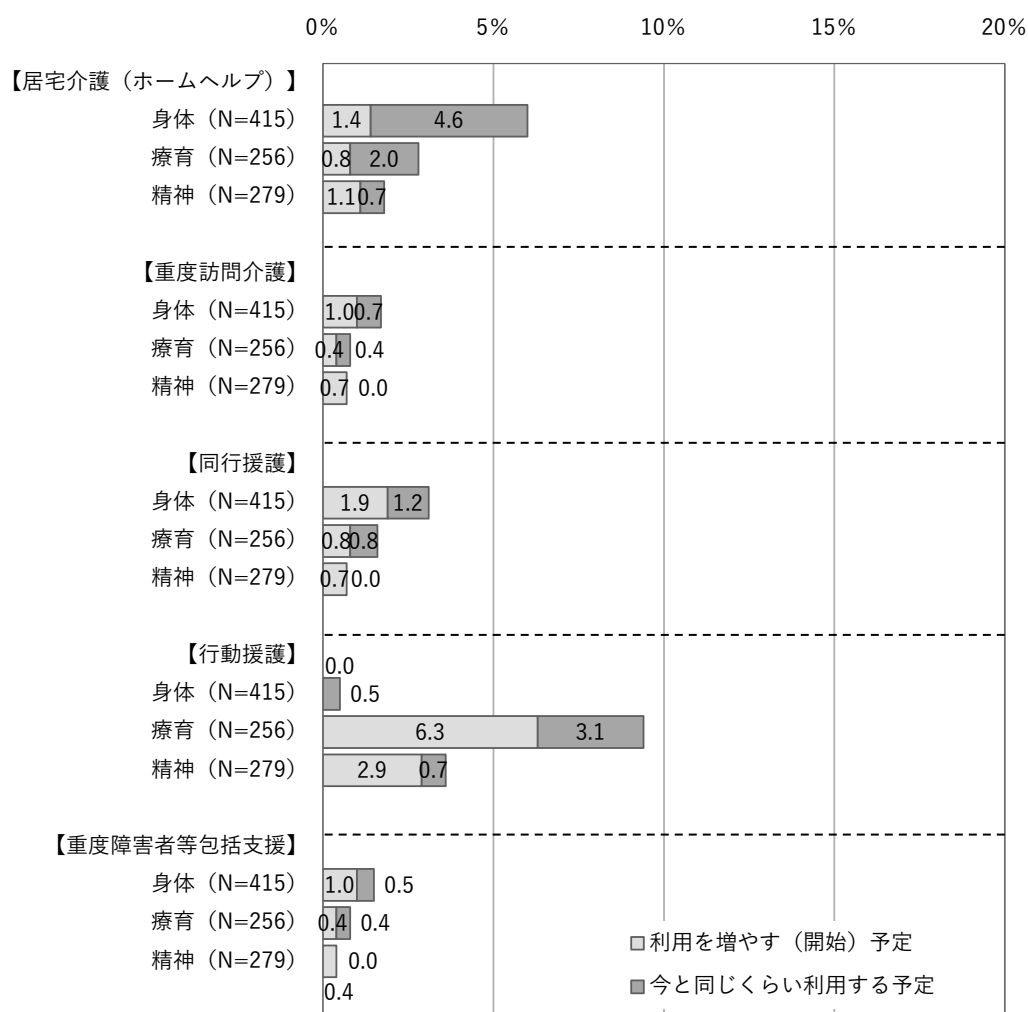


⑥障害福祉サービスの利用意向について

ア 訪問系サービス

訪問系サービスの利用意向については、療育手帳所持者で、「行動援護」において「利用を増やす（開始）予定」の割合が高くなっています。また、身体障害者手帳所持者で「居宅介護（ホームヘルプ）」が、療育手帳所持者で「行動援護」が、それぞれ「今と同じくらい利用する予定」の割合が高くなっています。

■今後の利用意向（それぞれ単数回答）



イ 日中活動系サービス

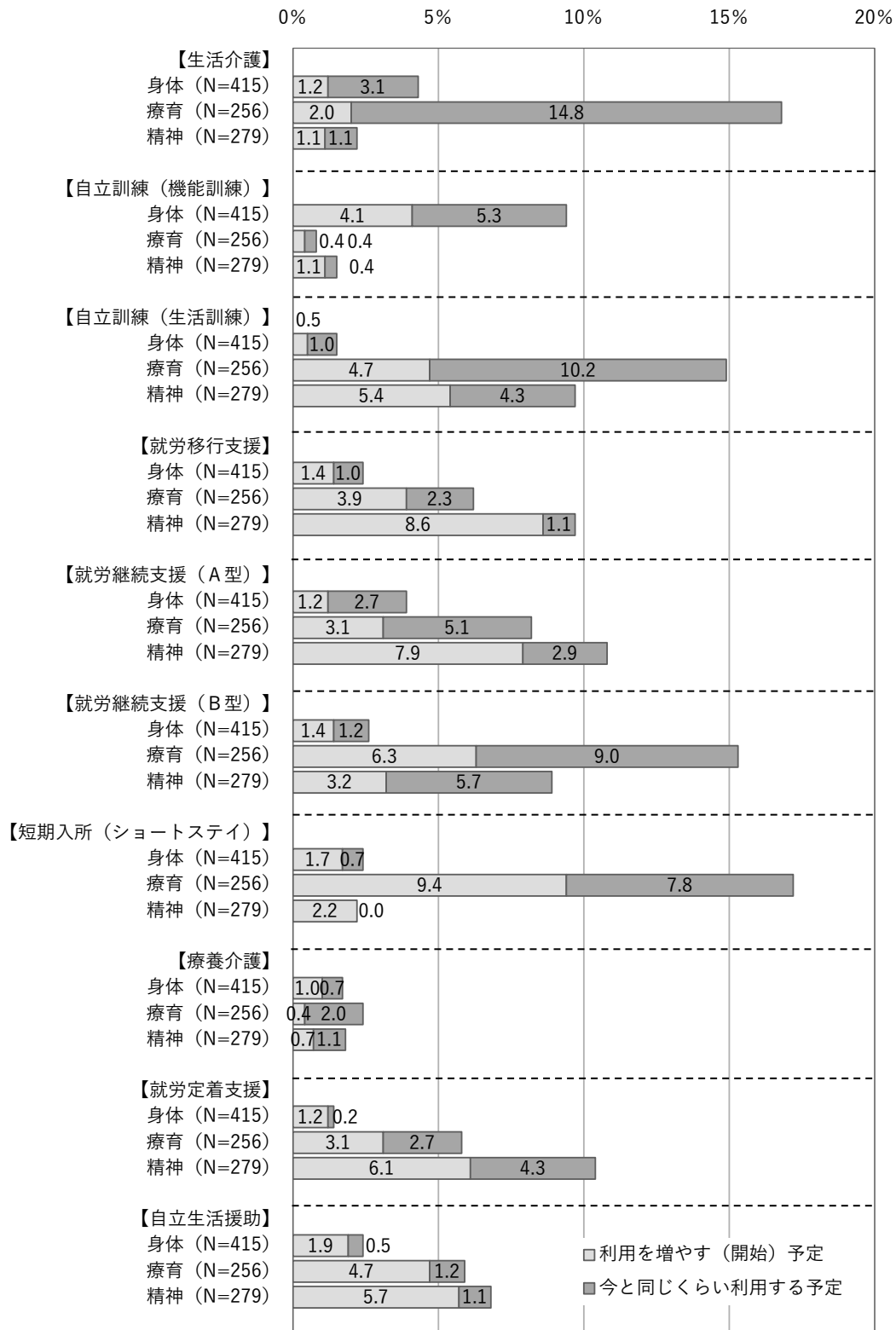
日中活動系サービスの利用意向については、身体障害者手帳所持者で「自立訓練（機能訓練）」において、「利用を増やす（開始）予定」と「今と同じくらい利用する予定」の割合が比較的高くなっています。

また、療育手帳所持者では、「利用を増やす（開始）予定」の割合が「短期入所（ショート

ステイ)」「就労継続支援 (B 型)」で高く、「今と同じくらい利用する予定」の割合が「生活介護」と「自立訓練 (生活訓練)」「就労継続支援 B 型」「短期入所 (ショートステイ)」で高くなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では「就労移行支援」「就労継続支援 (A 型)」が、それぞれ「利用を増やす (開始) 予定」の割合が高くなっています。

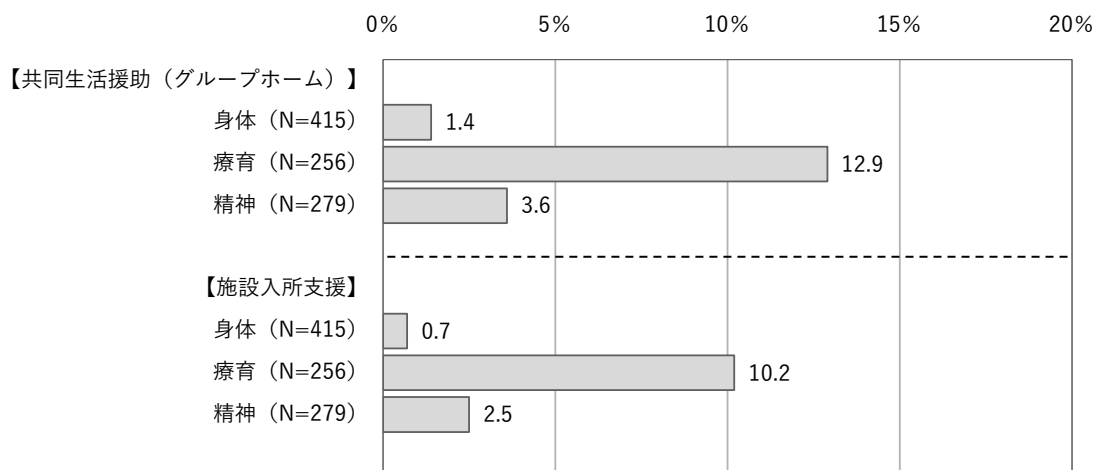
■今後の利用意向 (それぞれ単数回答)



ウ 居住系サービス

居住系サービスの利用意向については、「利用予定あり」と回答した割合を手帳の種類別にみると、療育手帳所持者で「共同生活援助（グループホーム）」と「施設入所支援」が10%を超えて、比較的高くなっています。

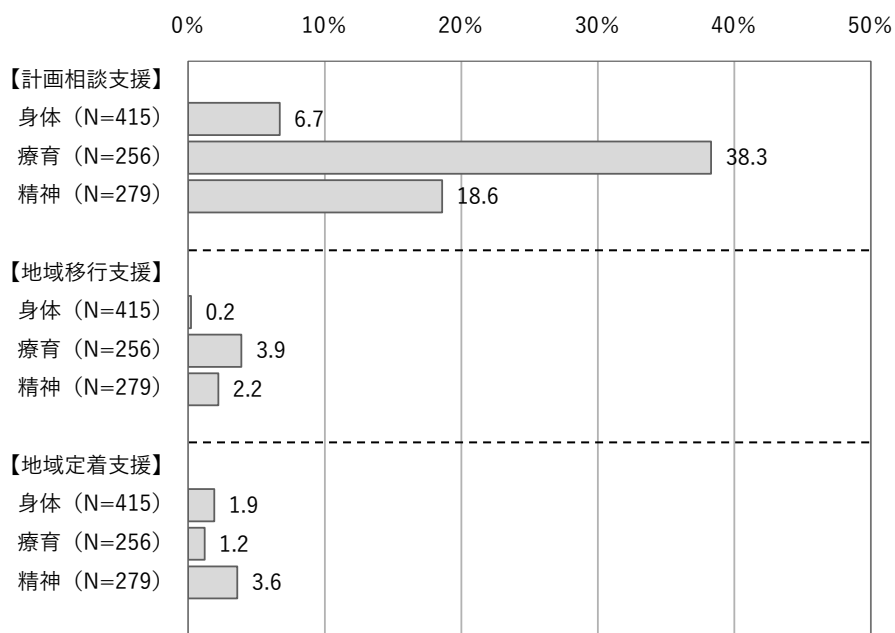
■サービスの利用予定がある割合（それぞれ単数回答）



エ 相談支援

相談支援のサービスの利用意向については、「利用予定あり」と回答した割合を所持手帳別にみると、「計画相談支援」において療育手帳所持者が38.3%、精神障害者保健福祉手帳所持者が18.6%と高くなっています。また、「地域移行支援」は療育手帳所持者で3.9%、「地域定着支援」は精神障害者保健福祉手帳所持者で3.6%みられます。

■サービスの利用予定がある割合（それぞれ単数回答）

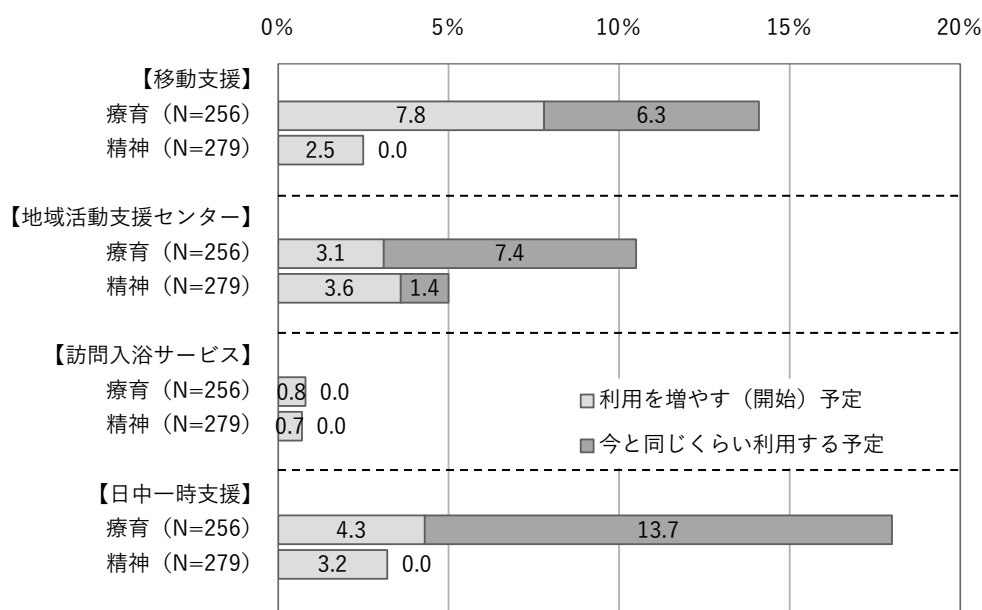


⑦地域生活支援事業の利用意向について

地域生活支援事業の利用意向については、療育手帳所持者の「移動支援」で、「利用を増やす（開始）予定」がある割合が高くなっています。また、療育手帳所持者では「日中一時支援」において「今と同じくらい利用する予定」の割合が高くなっています。

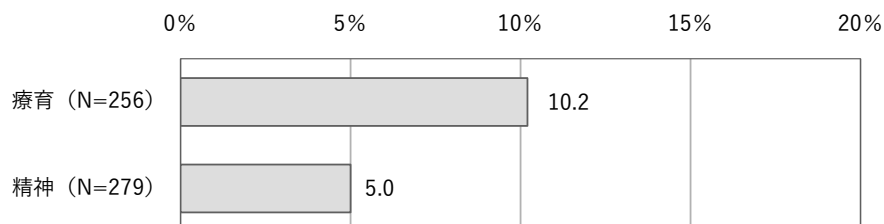
この他、「成年後見制度利用支援事業等」の利用意向は療育手帳所持者で10.2%、精神障害者保健福祉手帳所持者で5.0%みられます。

■今後の利用意向（それぞれ単数回答） ※身体障害者手帳所持者は回答数が少ないため割愛しています。



■成年後見制度利用支援事業等の利用意向がある割合（それぞれ単数回答）

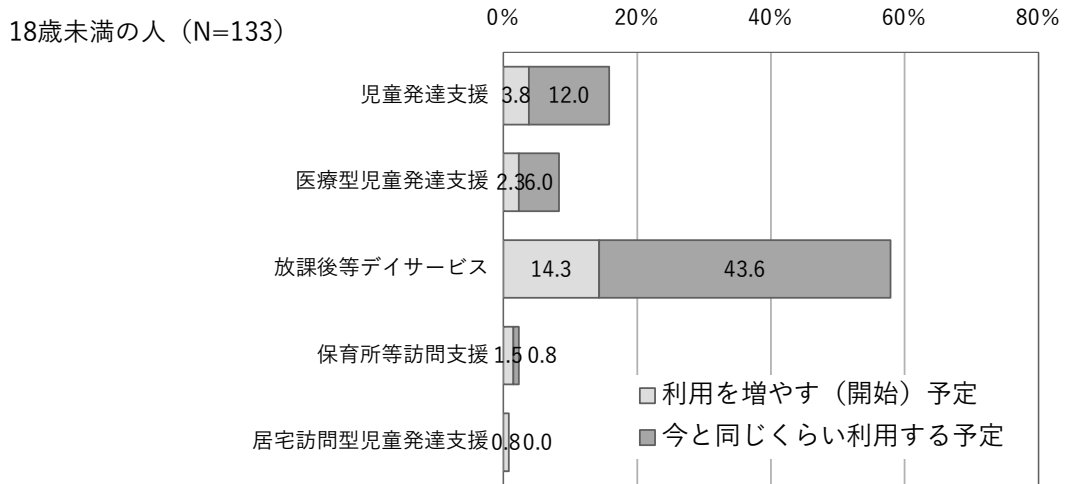
※身体障害者手帳所持者は回答数が少ないため割愛しています。



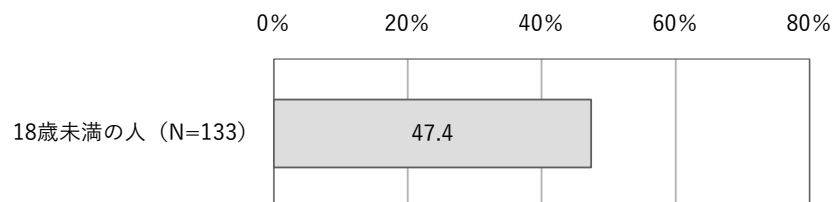
⑧障害児通所支援等の利用意向について

障害児通所支援等の利用意向について、「利用を増やす（開始）予定」の割合が高いサービスは、「放課後等デイサービス」で14.3%となっています。また、障害児相談支援について「利用予定あり」と回答した割合は47.4%となっています。

■今後の利用意向（それぞれ単数回答）



■障害児相談支援の利用意向がある割合（単数回答）



3 事業所調査結果

(1) 調査の実施概要

事業所調査は、市内事業所の実態や、今後の事業・活動意向、福祉サービスの提供等の課題等を把握し、本計画策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

区分	内容
調査対象	市内の障害福祉サービス、障害児通所支援等の提供事業所
調査票の配布・回収	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和2年8月12日～令和2年8月31日
回収数	21 法人・43 事業所

(2) 調査結果

①今後の拡充・新規のサービス

今後、拡充予定があるサービスや新規で実施する予定のあるサービスをたずねました。

計画期間中において、短期入所、就労継続支援（B型）、共同生活援助（グループホーム）、計画相談支援で拡充または新規開設・実施予定があげられており、市内のサービス提供体制が充実する見込みです。

■今後拡充または新規開設・実施の予定があるサービス

サービス名	拡充または新規開設・実施予定の事業所数		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所	1	—	1
就労継続支援（B型）	1	—	—
共同生活援助（グループホーム）	1	—	1
計画相談支援	1	—	1

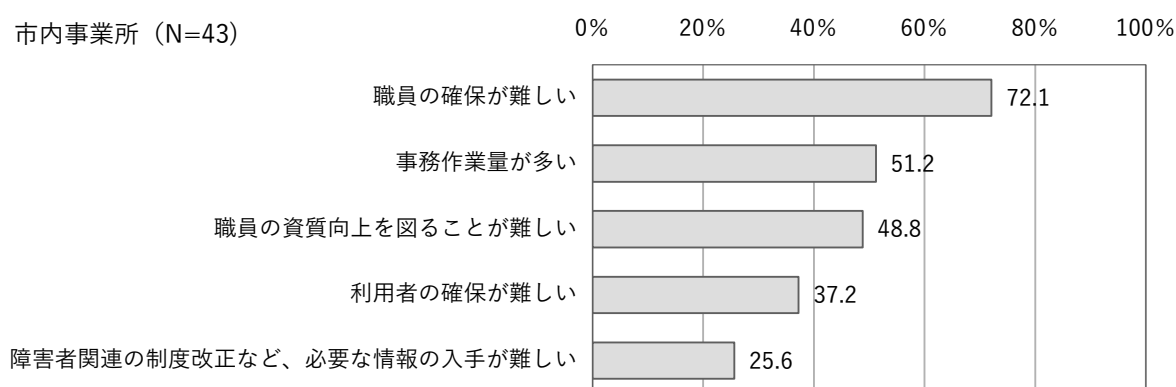
②事業運営上の課題と求められる取組

事業運営を進めていく上で問題と感ずることは、「職員の確保が難しい」が72.1%と最も高く、次いで「事務作業量が多い」が51.2%、「職員の資質向上を図ることが難しい」が48.8%となっています。特にサービスの担い手が不足している状況や、現場におけるサービス提供以外での事務作業量の負担が大きいことがうかがえます。

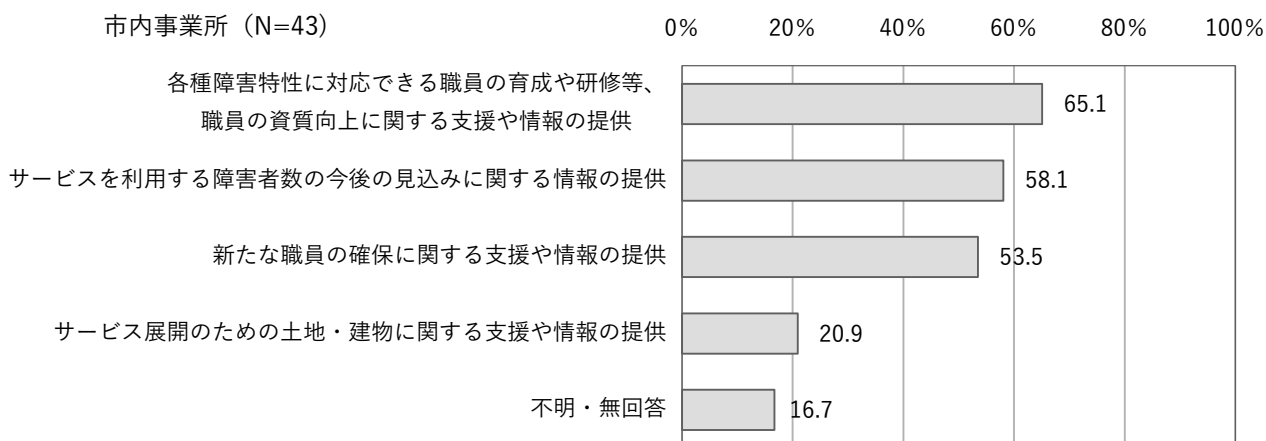
また、本市における障害福祉サービス等事業所の新規参入や定員の拡充などを促進するために、行政としてどのようなことが必要だと思ふかたずねたところ、「各種障害特性に対応できる職員の育成や研修等、職員の資質向上に関する支援や情報の提供」が65.1%と最も高く、次いで「サービスを利用する障害者数の今後の見込みに関する情報の提供」が58.1%、「新たな職員の確保に関する支援や情報の提供」が53.5%と続いています。

事業運営の課題として、職員の不足や資質向上の必要性等が多くあげられていることから、人材確保及び育成に関する取組が求められています。

■円滑な事業運営を進めていく上で、問題と感ずること〔上位5位を抜粋〕（複数回答）



■障害福祉サービス等事業所の充実に向けて必要な行政の取組〔上位5位を抜粋〕（複数回答）



③不足しているサービスや支援

市全体で不足しているサービスや支援については、「計画相談支援」との回答が多くなっています。障害福祉サービス等の利用にあたって、必要なサービスであることから、拡充が求められます。

また、短期入所においても、多様な特性を持つ利用者への対応が困難であることから不足感がみられています。さらに、多くのサービスや支援において、サービスの担い手が不足している現状がうかがえます。

■市全体をみたときに、不足していると思われる福祉サービスや支援

サービスや支援	回答数	背景や理由など（一部抜粋）
計画相談支援	17	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所、専門員が少なく、スムーズに利用できない。 ・事業所の取組状況に差がある。 ・業務量に対し、報酬が見合っていない。
送迎サービス	7	<ul style="list-style-type: none"> ・求められる業務の質、量と対価（報酬）が見合っていない。
短期入所	4	<ul style="list-style-type: none"> ・不特定の利用者を受け入れる環境の整備が困難。 ・強度行動障害や医療的ケア児の受け入れ先がない。
共同生活援助（グループホーム）	3	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルパーの不足により、サービスの受入対応が困難。 ・参入するための資金調達や人員の確保が課題。
同行援護	2	<ul style="list-style-type: none"> ・資格を持った職員が不足している。
移動支援	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルパーの不足により、サービスの受入対応が困難。
就労継続支援（A型）	1	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用した利用者の給与分の売上をどのように出すのかが課題。
その他	各1	<p>【インフォーマルな社会資源】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域にある資源を利用していない。資源がない場合の代替案がない。 <p>【サービス利用に至るまでの利用者への案内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者への具体的、かつわかりやすい説明がもう少し必要な気がする。 <p>【未就学障害児の支援、児童発達支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援などの未就学児の支援先が少ないように感じる。 <p>【不登校児への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育現場と福祉現場との連携。母親支援。 <p>【親子に気づきをあたえられるような機会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グレーゾーン、少し発達が遅い子はなかなか相談する勇気がない、気づきが少ない親子が多い。相談の前段階として、親子に気づきを与え、相談などにつながる機会があると良い。

第3章 基本方針

1 計画の基本方針

本計画においては、次の基本方針に基づき、計画を進めます。

方針1 相談支援体制の強化

障害者の多様化するニーズに対応できるよう、相談支援体制の強化を図ります。

方針2 地域生活の支援

障害者が、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、グループホームの整備など、地域生活の支援を進めます。

方針3 地域活動の支援

障害者が、自分の能力を生かし、積極的な社会参加を行うために、意思疎通支援（手話通訳など）や、外出支援などのサービスの充実を図ります。

方針4 雇用・就労の促進

障害者が、職業生活を継続できるよう、一般企業、ハローワーク、就労支援事業所等の関係機関との連携を図りながら、就労のための訓練や就労の機会の確保に努めます。

方針5 自立生活の支援

障害者が、自宅で自立した生活を送れるよう、相談支援、生活を支えるホームヘルプなどの訪問系サービス、デイサービスなどの日中活動系サービスの充実を図ります。

方針6 障害児の支援

関係機関と連携を図りながら、児童発達支援、放課後等デイサービスなどの障害児の支援の充実に努めます。

方針7 サービス提供体制の強化・充実【新規】

市内のサービス提供事業者等との連携を強化し、サービスの質の向上や人材の確保に向けた取組を推進します。

2 サービスの体系

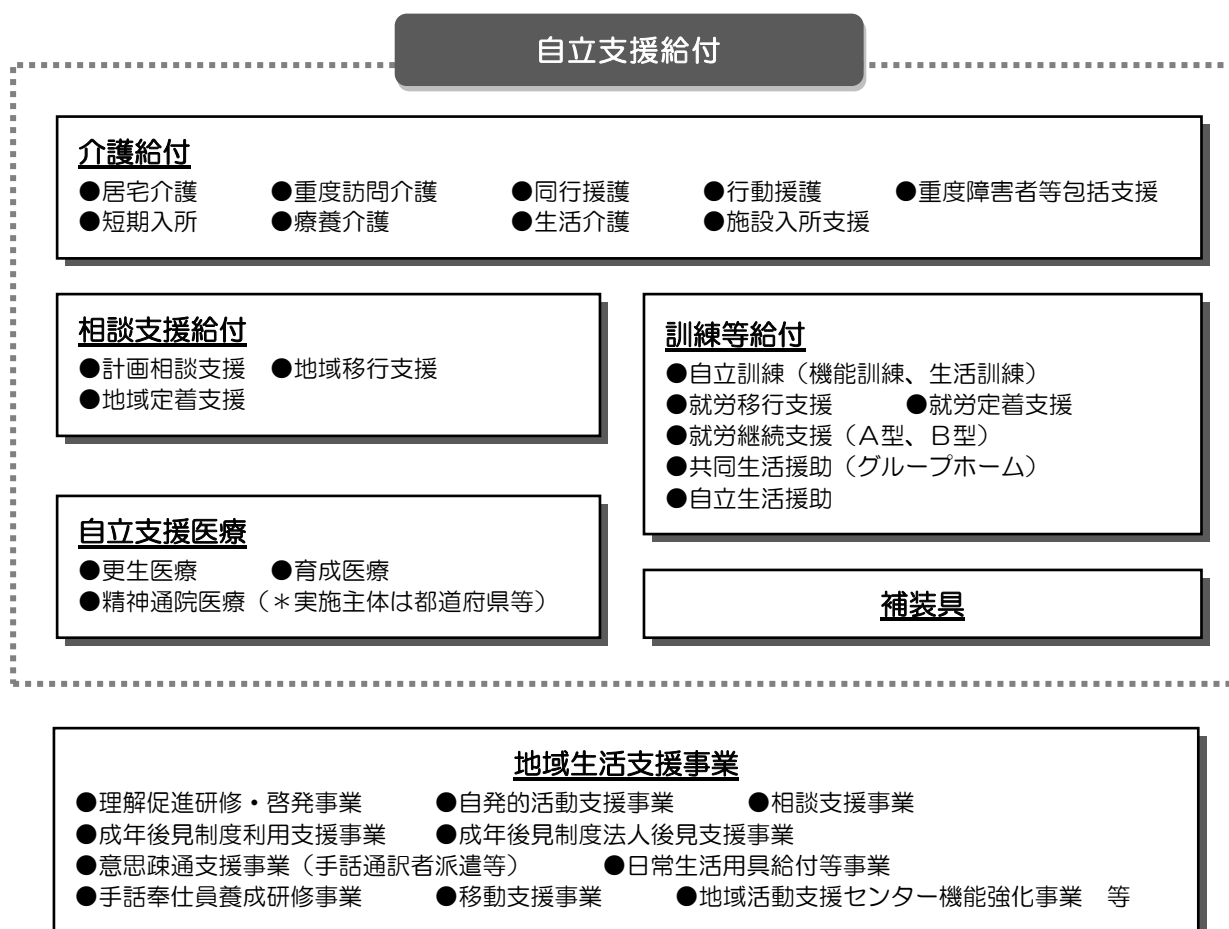
「障害者総合支援法」には、全国一律で共通に介護などのサービスを提供する「自立支援給付」と、市町村が地域の状況に応じて必要な事業を行う「地域生活支援事業」があります。

「自立支援給付」には、介護、訓練等、相談支援、補装具、自立支援医療などの給付が定められています。介護給付は、障害により必要とされる支援の度合を示す「障害支援区分」によって、受けられる給付が決定されます。

訓練等給付は、就労支援や共同生活援助（グループホーム）などです。相談支援給付は、地域相談支援や障害者のサービス等利用計画作成などの給付です。

「地域生活支援事業」には、必須事業と任意事業があります。市町村の必須事業として、理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意思疎通支援事業（手話通訳者派遣等）、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業を行い、その他任意事業を行います。

■自立支援給付と地域生活支援事業の体系



■「障害者総合支援法」「児童福祉法」に基づくサービス等の体系

区分		サービス等
障害福祉サービス等	訪問系	<ul style="list-style-type: none"> ●居宅介護 ●同行援護 ●重度障害者等包括支援 ●重度訪問介護 ●行動援護
	日中活動系	<ul style="list-style-type: none"> ●生活介護 ●自立訓練（生活訓練） ●就労継続支援（A型） ●就労定着支援 ●短期入所 ●自立訓練（機能訓練） ●就労移行支援 ●就労継続支援（B型） ●療養介護
	居住系	<ul style="list-style-type: none"> ●共同生活援助（グループホーム） ●施設入所支援 ●自立生活援助
	相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ●計画相談支援 ●地域移行支援、地域定着支援
	障害児支援	<ul style="list-style-type: none"> ●児童発達支援 ●医療型児童発達支援 ●放課後等デイサービス ●保育所等訪問支援 ●居宅訪問型児童発達支援 ●障害児相談支援
地域生活支援事業	必須事業	<ul style="list-style-type: none"> ●理解促進研修・啓発事業 ●自発的活動支援事業 ●相談支援事業 ●成年後見制度利用支援事業 ●成年後見制度法人後見支援事業 ●意思疎通支援事業（手話通訳者派遣等） ●日常生活用具給付等事業 ●手話奉仕員養成研修事業 ●移動支援事業 ●地域活動支援センター機能強化事業
	任意事業	<ul style="list-style-type: none"> ●訪問入浴サービス ●日中一時支援 ●自動車運転免許取得・改造費助成 ●更生訓練費給付 ●知的障害者職親委託

第4章 成果目標及び障害福祉サービス等の見込み量

1 成果目標の設定

障害者の地域生活への移行や就労支援、障害児の健やかな成長のため、本計画における成果目標を、国の基本指針に基づくとともに、本市や尾張北部障害保健福祉圏域の実情を考慮し、設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国指針	・ 地域生活に移行する人数 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
	・ 施設入所者数の削減 令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から 1.6%以上削減することを基本とする。

江南市の目標	実績	・ 施設入所者数	82人
	目標	・ 地域生活に移行する人数	5人
		・ 施設入所者数の削減	2人

※実績は令和元年度末時点、目標は令和5年度末時点。

【考え方】

本市の令和元年度末時点の施設入所者数は82人となっています。国の指針と本市の地域生活への移行状況を踏まえ、令和5年度末までに地域生活に移行する人数を5人とすることを目標とします。

また、アンケート調査によると、施設入所を希望する人も一定数みられます。令和元年度末時点の施設入所者は82人となっていますが、介護保険施設への移行やその他退所等により、令和2年10月時点の施設入所者は80人となっています。そのため、令和5年度末の目標値としては、この80人を維持することとして設定します。

本市においては、住まいの場の確保や訪問系サービスなどの充実、相談支援体制の確保等を進めるとともに、「江南市総合支援協議会」における検討などを通じ、施設入所者の地域生活への移行の促進を進めます。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国指針	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度における精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。 令和5年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び令和5年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数を、目標値として設定する。 令和5年度における精神病床の入院後3か月時点の退院率については69%以上とし、入院後6か月時点の退院率については86%以上とし、入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。
-----	--

【考え方】

国指針の成果目標は、愛知県が定めることとなっています。

本市の精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標としては、第5期計画の目標であった「保健、医療、福祉関係者等の関係者による協議の場」を「江南市総合支援協議会」に位置づけ、システムの構築に向けて協議をしていきます。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国指針	令和5年度末までに各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。
-----	---

江南市の目標	実績	・地域生活支援拠点等の確保	1つ
	目標	・地域生活支援拠点等の確保	1つ
		・地域生活支援拠点等の運用状況の検証	1回/年度

※実績は令和2年度末時点、目標は令和5年度末時点。

【考え方】

地域生活支援拠点の整備については、第4期計画からの継続目標となっており、本市においては「江南市総合支援協議会」の「地域生活支援拠点検討部会」において協議・検討を重ねてきました。これらの検討結果を受け、本市においては令和2年度末に、市と各種サービス事業所との連携強化を図り、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の面的整備として位置づけます。

また、定期的に「江南市総合支援協議会」の「地域生活支援拠点検討部会」において、地域生活支援拠点の運用状況の確認・検証や体制の充実等に向けた検討を行います。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国指針	<p>①一般就労への移行者数</p> <p>福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。</p> <p>ア. 就労移行支援事業：令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とすることを基本とする。</p> <p>イ. 就労継続支援A型事業：令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上とすることを基本とする。</p> <p>ウ. 就労継続支援B型事業：令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.23倍以上とすることを基本とする。</p> <p>②就労定着支援事業利用者</p> <p>令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。</p> <p>③就労定着支援事業の就労定着率</p> <p>就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。</p>
-----	---

江南市の目標	実績	①一般就労への移行者数	16人
		ア. 就労移行支援事業	11人
		イ. 就労継続支援A型事業	1人
		ウ. 就労継続支援B型事業	2人
		②就労定着支援事業利用者	0人
	③就労定着支援事業の就労定着率	100.0%	
	目標	①一般就労への移行者数	21人
		ア. 就労移行支援事業	14人
		イ. 就労継続支援A型事業	2人
		ウ. 就労継続支援B型事業	3人
②就労定着支援事業利用者（一般就労移行者のうち、就労定着支援事業利用者の割合）		70.0%	
③就労定着支援事業の就労定着率（就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合）	70.0%		

※実績は令和元年度末時点、目標は令和5年度末時点。
 ※令和元年度実績の「①一般就労への移行者数」の内訳のうち、2人は自立訓練の利用者。

【考え方】

アンケート調査では、現在就労や通学をしていない障害者において、特に身体障害者手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者の4~5割程度が就労を希望しており、一般就労に向けた支援が求められていると考えられます。そのため、一般就労への移行者数等について、国の指針を踏まえた目標値とし、障害者就業・生活支援センター、市内や近隣市町の就労定着支援事業所等との連携を図り、一般就労への移行の促進を進めます。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

国指針	<p>①児童発達支援センターの設置 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。</p> <p>②保育所等訪問支援の充実 令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。</p> <p>③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。</p> <p>④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置 令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。</p>
-----	---

江南市の目標	実績	①児童発達支援センターの設置	1か所
		②保育所等訪問支援の利用体制の整備	整備
		③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	0か所
		④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	設置/配置
	目標	①児童発達支援センターの設置	1か所
		②保育所等訪問支援の利用体制の整備	整備
		③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	各1か所
		④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	設置/配置

※実績は令和2年度末時点、目標は令和5年度末時点。

【考え方】

児童発達支援センターの設置については、令和2年4月より、地域の中核的な療育機関として市内法人に委託事業を開始しました。また、保育所等訪問支援についても、令和2年度末時点で市内に1か所のサービス提供事業所があり、サービスを利用できる環境が整っているため、今後もサービスの周知・情報提供やサービスの質・量の充実に取り組めます。

また、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、地域における課題の整理や地域資源の発掘等を行いながら、支援体制の充実を図ります。医療的ケア児支援については、「江南市総合支援協議会」にて関係機関の協議を進めるとともに、コーディネーターの配置については、順次、愛知県が実施する研修を通じて人材育成を進め、保健、福祉、教育、子育て、保育分野や、児童発達支援センターなどに配置し、体制の充実を図ります。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国指針	<p>相談支援体制の充実・強化等</p> <p>令和5年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。</p>
-----	---

江南市の目標	目標	・総合的・専門的な相談支援の実施	実施
		・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	6回／年度
		・地域の相談支援事業者の人材育成の支援	1回／年度
		・地域の相談機関との連携強化の取組の実施	6回／年度

※目標は令和5年度末時点。

【考え方】

基幹相談支援センターにおいて総合的・専門的な相談支援を実施します。また、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言や地域の相談支援事業者の人材育成の支援、地域の相談機関との連携強化の取組の実施については、基幹相談支援センターや「江南市総合支援協議会」の「相談支援部会」を通じて実施します。

人材育成については、愛知県が実施する研修の機会等を利用しつつ取組を進めます。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国指針	<p>障害福祉サービス等の質の向上</p> <p>令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。</p>
-----	--

江南市の目標	目標	・障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	1人／年度
		・障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有	実施

※目標は令和5年度末時点。

【考え方】

愛知県が実施する障害福祉サービス等に係る研修に、市職員が参加することで専門知識の向上を図ります。また、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析と結果の活用・共有については、障害福祉サービス等給付費の請求内容審査時に随時各事業所との連携を行うことなどにより実施します。

2 障害福祉サービス等の見込み量と確保の方策

各障害福祉サービスの見込み量について、以下のように設定します。

(1) 訪問系サービス

居宅介護等の訪問系サービスについては、利用者数・利用時間ともに増加を続けています。令和元年度には利用時間数の増加がみられましたが、一時的な要因によるものであるため、平成30年度までの利用時間の実績をもとに、増加を見込みます。

サービス提供事業所等と連携を図り、訪問系サービスの実施主体の確保やヘルパー等の人材育成等について検討を進めます。

■訪問系サービスの見込み量（1か月あたり）

区分		第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系サービス合計	人	56	65	67	69	71	73
	時間	729	1,059	1,016	897	923	949

※令和2年度の実績値は4月～7月までの実績値をもとに算出。

(2) 日中活動系サービス

生活介護、自立訓練（機能訓練）、療養介護については、近年ほぼ横ばいで推移しており、アンケートにおいても新規の利用ニーズが低いことから、横ばいまたは微増で見込みます。

自立訓練（生活訓練）については、利用が微増傾向にあり、今後も増加が続くと見込みます。

就労移行支援、就労継続支援（A型）については、近年、大きな利用の増加はみられませんが、障害者に就労機会を提供する場、一般就労への移行に向けた支援として重要なサービスであることから、増加を見込みます。また、就労定着支援については、成果目標において「令和5年度の就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用する」ことが掲げられていますが、現状を踏まえた見込み量を設定します。

非雇用型の就労系サービスである就労継続支援（B型）については、大きく利用が伸びています。計画期間内に新規事業所の開設も予定されていることから、増加を見込みます。

短期入所については、受け皿の不足等から低調な推移となっています。しかし、計画期間内に新規事業所の開設が予定されていることやアンケートで利用ニーズが高いことから、希望する人がサービスを利用できるよう、増加を見込みます。

日中活動系サービスについては、それぞれのサービス内容や目的についてわかりやすい情報提供に努めます。また、サービス提供事業所等と連携を図り、多様な日中活動系サービスの実施主体の確保や個々の状況に合ったサービスの提供促進を図ります。

■日中活動系サービスの見込み量（1か月あたり）

区分		第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人	194	200	200	202	204	206
	日	3,785	3,844	3,953	4,040	4,080	4,120
自立訓練 （機能訓練）	人	2	1	2	2	2	2
	日	17	15	36	36	36	36
自立訓練 （生活訓練）	人	4	8	11	14	18	23
	日	65	113	115	154	198	253
就労移行支援	人	28	27	25	27	29	31
	日	436	446	419	459	493	527
就労継続支援 （A型）	人	70	72	73	74	75	76
	日	1,413	1,454	1,473	1,480	1,500	1,520
就労継続支援 （B型）	人	122	136	136	145	154	163
	日	1,932	2,177	2,292	2,320	2,464	2,608
就労定着支援	人	4	3	2	4	4	4
療養介護	人	8	8	9	9	9	9
短期入所 （福祉型）	人	37	33	19	30	35	40
	日	180	147	99	150	175	200
短期入所 （医療型）	人	1	2	0	1	1	1
	日	2	2	0	2	2	2

※令和2年度の実績値は4月～7月までの平均。

(3) 居住系サービス

病院・施設からの地域移行後や親亡き後の生活の場として、共同生活援助（グループホーム）は多くの障害者とその家族等から充実が求められています。計画期間内に新規事業所の開設も予定されていることから、増加を見込みます。

施設入所支援については、成果目標も踏まえて令和2年度実績の現状維持で見込みます。

自立生活援助については、これまで利用者はいませんが、利用を希望する障害者への必要な情報の提供に努めます。

■居住系サービスの見込み量（1か月あたり）

区分		第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助 （グループホーム）	人	56	68	71	83	83	87
施設入所支援	人	82	82	80	80	80	80
自立生活援助	人	0	0	0	1	1	1

※令和2年度の実績値は4月～7月までの平均。

(4) 相談支援

本市では、近年計画相談支援の受給率が100%となっていますが、計画を策定する相談員の不足等が課題となっています。障害福祉サービスの利用増加に伴い、計画相談支援も増加することが見込まれるため、相談員の人材育成を図るとともに、基幹相談支援センター等を中心に、各事業所が適切なサービス等利用計画が作成できるよう支援を行っていきます。

地域移行支援・地域定着支援については、これまで利用実績はありませんが、市内にサービス提供事業所もあり、サービス利用の体制が整っていることから、利用を希望する障害者への必要な情報の提供に努めます。

■相談支援の見込み量（1か月あたり）

区分		第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人	129	156	173	185	192	200
地域移行支援	人	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人	0	0	0	1	1	1

※令和2年度の実績値は4月～7月までの平均。

3 地域生活支援事業の見込み量と確保の方策

(1) 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業

「広報こうなん」や市ホームページ、行事等を通じた啓発や、障害者等団体への支援を行います。アンケートでも、希望する暮らしを送るために必要な支援として、特に療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者から「地域住民の理解」や「家族の理解」が多くあげられており、今後も積極的に啓発等を行っていきます。

■理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業の見込み量（年間）

区分		第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施

(2) 相談支援事業

基幹相談支援センターは、地域の障害福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う機関であり、市では、社会福祉協議会と連携して設置をしています。さらに、障害者を取り巻く地域課題の解決や地域の関係者によるネットワークの構築に向け、「江南市総合支援協議会」を開催しています。

今後も継続して各種事業を実施するとともに、相談支援に必要な地域の関係機関ネットワークを強化していきます。

■相談支援事業の見込み量（年間）

区分		第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基幹相談支援センター	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置
住宅入居等支援事業（居宅サポート事業）	か所	1	1	1	1	1	1
障害者相談支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
総合支援協議会	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置

(3) 成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業

市及び江南市社会福祉協議会が設置する「江南市成年後見センター」において、成年後見制度の利用支援や、後見等の業務を適正に行う法人を確保できる体制を整備することで、障害者の権利擁護を図ります。

■成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業の見込み量（年間）

区分		第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度 利用支援事業	か所	1	1	1	1	1	1
	人	2	2	2	2	2	2
成年後見制度法人 後見支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施

(4) 意思疎通支援事業（手話通訳等）

障害者団体との連携により、必要な人に対し、手話通訳者、要約筆記者の派遣を行います。平成28年に愛知県において「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」が施行されるなど、社会的にも手話への理解が広がりつつあることから、事業の周知を図り、サービスの利用を促進します。

■意思疎通支援事業（手話通訳等）の見込み量（年間）

区分		第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者 設置事業	人	2	2	2	2	2	2
手話通訳者 派遣事業	人	12	12	4	9	9	9
	件	182	146	12	99	99	99
要約筆記者 派遣事業	人	1	2	0	2	2	2
	件	4	2	0	5	5	5

※令和2年度の実績値は4月～7月までの平均。

(5) 日常生活用具給付等事業

必要な人に対し、日常生活用具の給付を行います。事業の周知を図るとともに、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

■日常生活用具給付等事業の見込み量（年間）

区分		第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練 支援用具	件	4	8	0	8	8	8
自立生活 支援用具	件	12	13	26	13	13	13
在宅療養等 支援用具	件	12	9	7	12	12	12
情報・意思疎通 支援用具	件	11	11	19	19	19	19
排泄管理 支援用具	件	1,886	1,980	1,886	1,946	2,008	2,072
居住生活 動作補助用具	件	6	4	0	6	6	6

※令和2年度の実績値は4月～7月までの平均値から算出。

(6) 手話奉仕員養成研修事業

3市2町（犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町）の共同により、継続して事業を実施します。また、手話奉仕員養成講座修了者へのフォローアップも行います。

■手話奉仕員養成研修事業の見込み量（年間）

区分		第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成 研修事業	人	4	5	中止	5	5	5

※令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、研修が中止となっています。

(7) 移動支援事業

障害者の社会参加を促すため、適切なサービスを利用できるよう努めます。アンケート結果をみると、特に療育手帳所持者で移動支援のニーズが高くなっていますが、サービスの受け皿となる訪問系サービスの事業所の人材不足等がみられるため、減少傾向で見込みます。

■移動支援事業の見込み量（1か月あたり）

区分		第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	人	31	27	20	19	18	17
	時間	232	203	149	142	134	127

※令和2年度の実績値は4月～7月までの平均。

(8) 地域活動支援センター機能強化事業

障害者の日中活動を支援する場である地域活動支援センターを設置しています。引き続き、障害の特性に合わせた活動内容の充実を働きかけていきます。

■地域活動支援センター機能強化事業の見込み量（年間）

区分		第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施

(9) 市町村任意事業

各種福祉制度の周知に努め、事業の利用促進を図り、障害者やその家族の支援に努めます。日中一時支援事業については、サービス提供事業所と連携し、必要なサービス量の確保に努めます。

■市町村任意事業の見込み量（1か月あたり）

区分		第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス	人	7	7	7	7	7	7
	回	28	27	30	30	30	30
日中一時支援	人	1	1	2	2	2	2
	回	6	3	7	8	8	8

※令和2年度の実績値は4月～7月までの平均値から算出。

■市町村任意事業の見込み量（年間）

区分		第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車運転免許取得費の助成	人	1	1	0	1	1	1
身体障害者自動車改造費の助成	人	2	2	0	2	2	2
更生訓練費給付	人	48	47	44	48	48	48
知的障害者職親委託	人	1	1	1	1	1	1
歩行訓練	人	—	—	1	1	1	1

※令和2年度の実績値は4月～7月までの平均値から算出。

4 その他の活動指標

(1) 発達障害者等に対する支援

保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるようペアレントトレーニングやペアレントプログラムなどの発達障害者等の家族等に対する支援体制を確保します。

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等については、「わかくさ園」で実施している「家族教室」での研修機会を継続して提供します。

また、ペアレントメンターについては、「あいち発達障害者支援センター」等が実施する研修への受講を促進することで人材の育成を図ります。ペアレントメンター養成研修は①ベーシック研修と②フォローアップ研修があり、それぞれ2年に1回開催されるため、令和4年度に予定しているベーシック研修の開催以降、1人を見込みます。さらに、ピアサポート活動については、本市で関係団体との協働により実施している「ピアカウンセリング」を通じて支援を進めます。

■ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の見込み量（年間）

区分		第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
「家族教室」 受講者数	人	20	27	未実施	20	20	20

※令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、教室が中止となっています。

■ペアレントメンター・ピアサポーターの見込み量（年間）

区分		第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレント メンター数	人				0	1	1
ピアサポート 活動参加者数	人	1	5	5	4	4	4

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、「保健、医療、福祉関係者等の関係者による協議の場」を「江南市総合支援協議会」に位置づけます。また、精神障害のニーズ等を踏まえて各種サービスの利用を支援します。

■保健、医療及び福祉関係者による協議の場（年間）

区分		第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
協議の場の開催回数	回				1	1	1
協議の場への関係者の参加者数	人				17	17	17
目標設定及び評価の実施回数	回				1	1	1

■精神障害者のサービス利用者の見込み量（年間）

区分		第5期計画期間（実績）			第6期計画期間（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行支援の利用者数	人	0	0	0	1	1	1
地域定着支援の利用者数	人	0	0	0	1	1	1
共同生活援助の利用者数	人	8	10	10	12	12	12
自立生活援助の利用者数	人	0	0	0	1	1	1

5 障害児通所支援等の見込み量と確保の方策

(1) 障害児通所支援

児童発達支援及び放課後等デイサービスは利用者が増加しているとともに、利用ニーズも高いサービスであるため、事業所の確保及びサービスの質の向上に努めます。

■障害児通所支援の見込み量（1か月あたり）

区分		第1期計画期間（実績）			第2期計画期間（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人	64	73	69	74	79	83
	日	367	605	652	666	711	747
医療型 児童発達支援	人	1	0	1	1	1	1
	日	5	0	2	5	5	5
放課後等 デイサービス	人	201	209	213	221	230	239
	日	2,219	2,377	2,559	2,652	2,760	2,868
保育所等 訪問支援	人	0	0	0	1	1	1
	日	0	0	0	1	1	1
居宅訪問型 児童発達支援	人	0	0	0	1	1	1
	日	0	0	0	1	1	1

※令和2年度の実績値は4月～7月までの平均値から算出。

(2) 障害児相談支援

障害児通所支援の利用増加に伴い、今後も障害児相談支援の利用者数も増加することが見込まれます。関係機関と連携し、適切な障害児支援利用計画の作成及びモニタリングが行われるよう努めます。

■障害児相談支援の見込み量（1か月あたり）

区分		第1期計画期間（実績）			第2期計画期間（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	人	70	82	83	87	91	95

※令和2年度の実績値は4月～7月までの平均。

（３）医療的ケア児に対するコーディネーターの配置

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置し、包括的な支援を行います。順次、コーディネーターの育成を進め、支援体制の充実を図ります。

■医療的ケア児に対するコーディネーターの配置の見込み量（年間）

区分		第 1 期計画期間（実績）			第 2 期計画期間（見込み）		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
医療的ケア児に対するコーディネーターの配置	人	0	2	3	5	6	6

（４）子ども・子育て支援事業との連携

国の指針において、「都道府県及び市町村は、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズについて、障害児通所支援等を利用する障害児の保護者に調査を行う等により把握し、都道府県及び市町村において利用ニーズを満たせる定量的な目標を示した上で、子ども・子育て支援等の利用を希望する障害児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障害児の受入れの体制整備を行うものとする。」とされています。

本市においては、令和 2 年 3 月に策定した「第 2 期江南市子ども・子育て支援事業計画」の中で保育所、こども園、放課後児童クラブにおける具体的な整備量を定めています。本計画においても子ども・子育て支援事業計画と連携し、障害児の利用にかかる保育所等の見込み量を以下のように定め、ニーズ把握と提供体制の整備に取り組みます。また、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、すべての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

■障害児の利用にかかる保育所等の見込み量（年間）

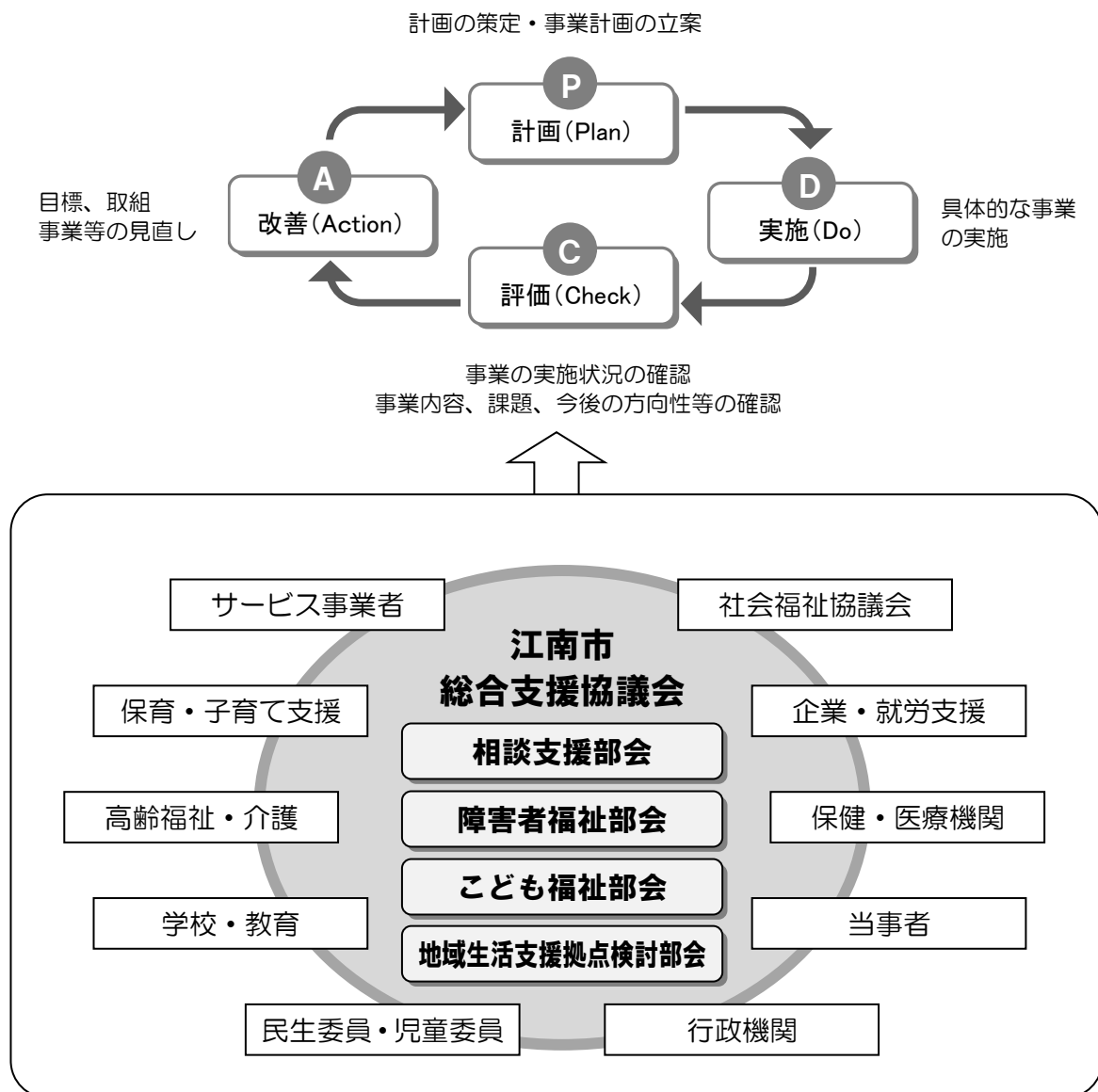
区分		第 1 期計画期間（実績）			第 2 期計画期間（見込み）		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
保育所	人	117	116	126	126	126	126
認定こども園	人	0	0	0	0	0	0
放課後児童クラブ	人	12	8	7	9	9	9

第5章 計画の推進体制

1 進行管理について

本計画の施策や福祉サービスの実効性を高めるため、計画の評価、見直しを行う機関として「江南市総合支援協議会」を位置づけます。

国の基本指針に即して、計画期間の各年度におけるサービス見込み量のほか、令和5年度末の目標値の達成状況をPDCAサイクルによって評価、見直しを実施します。



資料編

1 策定の経過

年月日	内容
令和2年 7月13日	第1回 江南市総合支援協議会（*）
8月17日～8月31日	アンケート調査の実施
8月12日～8月31日	事業所調査の実施
11月16日	第2回 江南市総合支援協議会
令和3年 12月21日～ 1月20日	パブリックコメントの実施
2月8日（予定）	第3回 江南市総合支援協議会

（*）新型コロナウイルス感染症の防止対策の観点から書面開催。

2 江南市総合支援協議会

(1) 江南市総合支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 地域における障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、江南市総合支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者等施策に関する関係機関の連携及び体制に関すること。
- (2) 障害者等福祉サービスの質の向上に関すること。
- (3) 障害福祉計画等に関すること。
- (4) 障害を理由とする差別の解消に関すること。
- (5) 地域公益事業に関すること。
- (6) 医療的ケア児の支援に関すること
- (7) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、別表に定める者とし、市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、その選出は、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、必要に応じて関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

3 協議会は、必要に応じて部会を設置することができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月25日から施行する。
- 2 第5条の規定にかかわらず、平成24年度の委員の任期は、委嘱の日から平成26年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

職 名
犬山公共職業安定所統括職業指導官
江南保健所健康支援課長
医師
江南市社会福祉協議会会長
江南市民生委員児童委員協議会会長
障害等当事者代表
障害者等福祉サービス提供事業者
健康福祉部長
高齢者生きがい課長
健康づくり課長
こども政策課長
保育課長
教育課管理指導主事
相談支援部会長
障害者福祉部会長
こども福祉部会長
地域生活支援拠点検討部会長

(2) 江南市総合支援協議会委員名簿

立場	役職	氏名
企業・就労支援	犬山公共職業安定所統括職業指導官	千賀 邦弘
保健	江南保健所健康支援課長	彦田 聖士
医療	医師	西村 直子
社会福祉協議会	江南市社会福祉協議会会長	石川 勇男
民生委員	江南市民生委員児童委員協議会会長	倉知 榮治
当事者	障害等当事者代表	前田 真規
サービス事業者	ときわ会「ときわ作業所」施設長	滝 正直
行政機関	健康福祉部長	栗本 浩一
高齢者介護	高齢者生きがい課長	貝瀬 隆志
子育て支援	こども政策課長	稲田 剛
保育	こども未来部長兼保育課長	村井 篤
保健	健康づくり課長	平野 勝庸
学校	教育課管理指導主事	伊藤 勝治
部会	相談支援部会	宮本 清隆
	障害者福祉部会	影山 伊織
	こども福祉部会	小林 めぐみ
	地域生活支援拠点検討部会	本間 浩平

3 用語解説

あ行

医療的ケア児 人工呼吸器やたんの吸引、胃ろうによる栄養の注入などの生活支援が日常的に必要な子ども。

か行

基幹相談支援センター 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、身体障害者、知的障害者、精神障害者の相談を総合的に行う窓口。

強度行動障害 自傷行為や物を壊すなど周囲の人に影響を及ぼす行動が多く、家庭で努力をして養育しても難しい状態が続き、特別な支援が必要な状態。

高次脳機能障害 高次脳機能とは、知覚、記憶、学習、思考、判断などの認知過程と行為の感情（情動）を含めた精神（心理）機能を総称する。病気（脳血管障害、脳症、脳炎など）や、事故（脳外傷）によって脳が損傷されたために、高次脳機能に障害が起きた状態。

さ行

指定難病医療給付 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき指定される指定難病について、治療方法の確立等に資するため、難病患者データの収集を効率的に行い治療研究を推進することに加え、効果的な治療方法が確立されるまでの間、長期の療養による医療費の経済的な負担が大きい患者を支援する制度。

児童発達支援センター 発達が気になる子どもやその家族への専門的な相談、保育所や学校などの関係機関への助言を行い、地域支援体制の充実を図る施設。

重症心身障害児 重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している子ども。

障害支援区分 市町村が障害福祉サービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す区分。

障害児相談支援事業者 障害児が利用する障害児通所支援の種類及び内容等を定めた計画（障害児支援利用計画）の作成を行う事業者。指定障害児通所支援事業者の指定は都道府県知事が行う。

障害者基本法 障害者施策を推進する基本原則とともに、施策全般について基本的事項を定めた法律。国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者に関わる施策の基本となる事項を定め、障害者の自立及び社会参加の促進を規定し、障害者の福祉を増進することを目的としている。

障害者虐待防止法 障害者への虐待を発見した場合の通報の義務化や、市町村障害者虐待防止センターの設置などにより障害者への虐待を防止し、障害者の権利擁護に資することを目的とした法律。

障害者雇用促進法 事業主に対し、障害者雇用率に相当する人数の障害者の雇用を義務づける「雇用義務制度」、障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図る「納付金制度」、障害者自身の職業能力を高める「職業リハビリテーション」の実施を通じ、障害者の職業の安定を図ることを目的とした法律。

障害者差別解消法	「障害者基本法」の基本原則である「差別の禁止」を具体化するための差別的取扱いの禁止や合理的配慮の不提供の禁止を定めた法律。
障害者自立支援法	身体障害、知的障害、精神障害という障害の種別に関わらず、障害者が必要とするサービスの一元化を図るとともに、国と地方自治体が責任をもって費用負担を行うことを定めた法律。
障害者総合支援法	地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。
障害者の権利に関する条約	障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とした条約。
小児慢性特定疾病医療給付	小児期に小児がんなどの特定の疾病に罹患し、長期間の療養を必要とする児童などの健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、指定医療機関において受けた医療について、医療費の自己負担分の一部を助成する制度。
身体障害者手帳	「身体障害者福祉法」に基づき、身体障害者に交付される手帳。
精神障害者保健福祉手帳	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、精神障害者に交付される手帳。
成年後見制度	知的障害、精神障害などの理由で、自分で物事を判断する能力が十分でない人の権利や財産を守るための制度。
総合支援協議会	関係機関や団体、障害者などにより構成される協議会で、相互の連絡を図り、地域における障害者への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関などの連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。

た行

地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
地域生活支援拠点等	障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための必要な機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を備えた拠点。
地域包括ケアシステム	住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、地域の自主性や特性に基づき、住まい・医療・生活支援が一体的に提供されるシステム。
特別支援学級	障害の程度が比較的軽い児童生徒を対象に、小・中学校に障害の種別ごと（知的障害や情緒障害など）に置かれる少人数の学級。
特別支援学校	障害の程度が比較的重い児童生徒を対象として専門性の高い教育を行う学校のこと。幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を、特別支援学校のそれぞれ幼稚部・小学部・中学部・高等部で行う。

な行

難病	筋萎縮性側索硬化症（ALS）やパーキンソン病などの治療法が確立していない疾病や、その他の特殊な疾病。
----	--

は行

発達障害	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの障害。
パブリックコメント	市町村が計画等を制定するにあたって、事前に計画等の案を示し、その案について広く市民から意見や情報を募集する制度。
ピアカウンセリング	障害という共通点をもつ人同士が、対等な仲間として相談相手などになり、助け合う方法。

や行

要約筆記	聴覚障害者に話の内容をその場で文字にして伝えること。
------	----------------------------

ら行

療育手帳	知的障害者に交付される手帳。
------	----------------

4 障害福祉サービス等一覧

【障害福祉サービス】

①訪問系サービス

居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障害もしくは精神障害があり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障害者が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障害者や精神障害者が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする人のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

②日中活動系サービス

生活介護	障害者支援施設などで、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練（機能訓練）	障害者支援施設もしくは障害福祉サービス事業所において、または障害者の居宅を訪問して、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	障害者支援施設もしくは障害福祉サービス事業所において、または障害者の居宅を訪問して、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障害者に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援（A型）	企業等に就労することが困難な障害者に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労継続支援（B型）	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障害者に対し、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。

就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人を対象に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	病院において医療的ケアを必要とする障害者のうち常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。
短期入所	自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障害者に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

③居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）	障害者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障害者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者等について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により支援を行います。

④計画相談支援

計画相談支援	障害福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成を行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している人または精神科病院に入院している人など、地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている人に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。
地域定着支援	単身等で生活する障害者に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

【地域生活支援事業】

①理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業

理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して障害者等に対する理解を深め、地域において住民・公的機関・福祉関係者が協働し、福祉課題に取り組む体制を構築するための研修・啓発事業です。
自発的活動支援事業	障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援を行います。

②相談支援事業

基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援事業の機能を強化するために、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置します。
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	保証人がいないなどの理由により、賃貸住宅への入居が困難な障害者に対し、調整などの支援を行います。
障害者相談支援事業	委託相談支援事業所で福祉サービスの利用援助、ピアカウンセリング、権利の擁護のために必要な援助などの相談を行います。
総合支援協議会	関係機関や団体、障害者等により構成される協議会で、相互の連絡を図り、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。

③成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で、成年後見制度の利用に要する費用について助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見の業務を適正に行うことができる法人を確保する体制をつくり、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動の支援を行います。

④意思疎通支援事業（手話通訳等）

意思疎通支援事業	聴覚障害者など、意思の伝達に支援が必要な人に対して、手話通訳者、要約筆記者などを派遣する事業です。
----------	---

⑤日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、重度の障害者、障害児、難病者等に特殊寝台や特殊マット、入浴補助用具などを給付します。
-------------	--

⑥手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業	犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町との3市2町の共同で、手話奉仕員養成研修を実施します。
-------------	--

⑦移動支援事業

移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出や、余暇活動などの社会参加のための外出の際の移動を支援する事業です。
--------	---

⑧地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センター機能強化事業 地域活動支援センターは利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供や、社会との交流などの地域の実情に応じた支援を行います。地域活動支援センター機能強化事業は、基礎的事業に加え、専門職員などを配置するなどして機能を強化する事業です。

⑨市町村任意事業

訪問入浴サービス 自宅において入浴が困難な重度の身体障害者・児を対象に、移動入浴車による訪問入浴を行う事業です。

自動車運転免許取得費の助成 自動車運転免許取得に要する費用の一部を助成し、障害者の就労等社会活動への参加を促進する事業です。

身体障害者自動車改造費の助成 身体障害者が、自らが所有する自動車を運転するために改造する場合に、改造に要する経費を助成する事業です。

日中一時支援 家族の就労支援や家族の一時的な休息を目的に、障害者・児等の日中における活動の場を提供する事業です。

更生訓練費給付 就労移行支援などを利用している人に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図る事業です。

知的障害者職親委託 知的障害者の自立更生を図るため、知的障害者を一定期間、事業経営者に預け、生活指導及び技能取得訓練等を行う事業です。

歩行訓練 視覚障害者に対し、歩行訓練士を派遣し、自宅周辺を主とした生活圏域内において白杖の操作方法の習得等の訓練を実施する事業です。

【障害児通所支援等】

①障害児通所支援

児童発達支援 障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等必要な支援を行います。

医療型児童発達支援 上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童に対して、医療型児童発達支援センター等の指定発達支援医療機関において児童発達支援及び治療を行います。

放課後等デイサービス 学校通学中の障害児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、放課後等の居場所づくりを行います。

保育所等訪問支援 障害児が障害児以外の児童との集団生活に適應することができるよう障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行います。

居宅訪問型児童発達支援 重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援センター等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児を対象に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

②障害児相談支援

障害児相談支援 障害児が障害児通所支援を利用する前に「障害児支援利用計画」を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

第6期江南市障害福祉計画及び
第2期江南市障害児福祉計画
【計画素案】

令和2年12月

発行 江南市
編集 江南市健康福祉部福祉課
〒483-8701 愛知県江南市赤童子町大堀 90 番地
TEL 0587-54-1111
FAX 0587-56-5515
E-mail fukushi@city.konan.lg.jp